
平成30年第1回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

平成30年3月13日(火)

1. 議事日程第3号

平成30年3月13日(火) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1 番	中 尾 拓	2 番	松 本 真由美
3 番	大 野 元 秀	4 番	小 幡 幸 範
5 番	松 下 善 法	6 番	中 川 英 則
7 番	廣 澤 俊 幸	8 番	石 井 龍 文
9 番	宿 利 忠 明	10番	秦 時 雄
11番	高 田 修 治	12番	藤 本 勝 美
13番	繁 田 弘 司	14番	河 野 博 文

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 山 本 五十六 議事係 長 山 本 恵一郎

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宿 利 政 和	教 育 長	秋 吉 徹 成
総務課 長	村 木 賢 二	総務課法制室 長 兼 参 事	渡 邊 克 之

まちづくり 推進課長	中島圭史	まちづくり推進課 総合戦略室長	衛藤正
環境防災課長兼 基地対策室長	藤原八栄	税務課長	石井信彦
福祉保健課長	本松豊美	住民課長	衛藤善生
建設水道課長	梅木良政	建設水道課長 水道室長	穴井智志
農林業振興課長兼 農業委員会 事務局長	藤林民也	農林業振興課 参事	湯浅詩朗
商工観光振興 課長	秋好英信	会計管理者兼 会計課長	江藤幸徳
人権同和啓発 センター所長	帆足浩一	教育総務課長兼 新中学校開校 推進室長	長尾孝宏
学校教育課長	佐藤貴司	社会教育課長兼 中央公民館長	瀧石裕一
わらべの館館長 兼久留島武彦 記念館事務局長	吉野弥也子	監査委員	河野好美
総務課 行政係長	和田育男		

午前10時00分開議

○議長（河野博文君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動はかたく禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

ここで、1番中尾 拓君より発言の申し出がありましたので、これを許します。

1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 1番中尾でございます。

河野議長から発言のお許しをいただきまして、大変感謝をいたしております。

3月5日の定例会におきまして、議案第5号、玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正の質疑の中で、私の公選法の解釈の誤りから「寄附行為で選挙違反である」と間違った発言を行

いました。発言で、町長さんを初め執行部、議員の皆様には大変御迷惑をおかけしました。また、町民の皆さんにも御不安、御心配をおかけしました。おわびを申し上げます。今後の発言には十分気をつけてまいります。議員各位には御指導をよろしくお願い申し上げます。

また、議長に、3月5日の議案第5号、玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正についての議案質疑の中での私の発言の全てを取り消していただきたい旨の申出書を3月6日付で提出しておりますので、議員各位には御理解を賜りますようお願いいたしますとともに、おわびを申し上げます。大変失礼をいたしました。

○議長（河野博文君） ただいま、1番中尾 拓君が申し述べたとおり、3月5日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって発言取消申出書に記載した「議案第5号、玖珠町特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正についての議案質疑の中で私が発言した全ての発言」を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） 異議なしと認めます。

1番中尾 拓君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

ここで、執行部より発言の申し出がありましたので、これを許します。

村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） おはようございます。

議長にお許しをいただきましたので、一言おわび申し上げます。

去る3月5日、本会議中、議案第5号の議案質疑におきまして、中尾議員の御質問に対しまして誤解を招くような御答弁となってしまう、大変申しわけなく思っております。すみませんでした。

当該議案第5号は、玖珠町常勤特別職の給与月額を一定期間減額する内容のもので、町長は30%の減額、副町長、教育長は5%の減額とさせていただきたいという提案でございますので、御審議方よろしく申し上げます。

日程第1 一般質問

○議長（河野博文君） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序によりこれを許します。

本定例会の質問者は7名です。よって、本日13日に5名、あす14日に2名の2日間で行います。

会議の進行に御協力をお願いします。

最初の質問者は、10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 皆さん、おはようございます。議席番号10番秦 時雄でございます。

議長のお許しを得て、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、3月11日に発生した東日本大震災から7年の歳月が流れました。改めまして、犠牲になられました方々の御冥福をお祈りし、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、1月に行われました玖珠町町長選挙におきまして、町民の皆様の大きな期待を担われ、見事に当選の栄に浴されました宿利町長に心からお喜びを申し上げます。民意を代表する議会と町長を初めとする執行機関は車の両輪に例えられますが、それぞれの立場から議論を尽くし、住民の福祉のさらなる向上と町政発展のために御尽力をいただきますようよろしくお願いを申し上げたいと思います。

では、全体に子育て支援について質問をさせていただきます。

まず、第1番に、「子育て世代包括支援センター」妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援について伺いたいと思います。

この子育て世代包括支援センターにつきましては、平成28年6月に、児童福祉法等の一部を改正する法律において、母子保健法第22条の改正が行われました。そこで、子育て世代包括支援センターが新たに規定をされたところでございます。各市町村におきましては、設置するようということになっております。このことについて、今、全国的に同センターの設置が行われておりますけれども、玖珠町は今後どうされるのかということです。具体的な件について質問をさせていただきたいと思います。

それでは、「子育て世代包括支援センター」の具体的業務内容について伺いたいと思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 秦議員の御質問にお答えさせていただきます。

秦議員がおっしゃられましたように、母子保健法の改正によりまして、妊娠期から子育て期にわたりまして切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターが新たに規定されまして、市町村はこれを設置することに努めなければならないとされました。

事業の内容は6項目ありまして、1つ目が妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること。2つ目として、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要な情報提供や助言、保健指導を行うこと。3つ目として、支援プランを策定すること。4つ目として、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行うこと。5つ目として、母子保健事業。それから、6番目として、子育て支援事業というふうになっております。1つ目から4つ目までにつきましては必須項目とされており、地域の実情に応じて5項目め、6項目め、具体的に言いますと母子保健事業と子育て支援事業につきましては任意事業というふうになっております。

これらの事業につきまして、現在、玖珠町としましては健康推進係、それから子育て支援係がほとんどの内容を網羅したような業務を行っているところです。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 今回の子育て世代包括支援センターの設置ということでございます。これは国が進めている事業であります。日本の子育て支援の一般的な仕組みというのは、妊娠時に渡される母子保健手帳の交付は役所、そして妊娠中の健診や両親学級は医療機関や保健所、出産後の支援は保

健所や子育て施設と、毎回違う場所に足を運ぶ必要があります。これは、全国的に一般的な現状でございます。乳児の状況を自治体が把握するには、これでは時間がかかる、虐待のリスクも高まるということでございます。虐待死に占めるゼロ歳児の割合は44%、これは厚生労働省が2013年に調査した内容でございます。虐待死に占めるゼロ歳児の割合は44%と高く、出産直後につなげることが欠かせないと、こういうふうに言われております。

同子育て世代包括支援センターの設置は、児童相談所などと連携して状況を把握することで、虐待予防の拠点となることも期待をされております。私が行いました町議会一般質問、昨年9月議会で、本町の児童虐待の実態について質問をしました。そのときの御答弁におきましては、昨年9月現在で55名、その内訳は、身体虐待が17名、心理的虐待が4名、育児放棄が34名で、平成29年度の相談数は11月末現在で新規が24件、継続的が40件となっているとの御報告があります。これは表面にあらわれた数字、潜在的にはもっとこの件数が多くなるのではないかと予想しております。

今、課長から、この具体的な業務の内容についての御答弁がございました。

2番目に、この支援対象者は、妊娠期から18歳までの子どもとその保護者となっているが、本町の子育て事業の対象年齢はどういうふうを考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 本町の子育て支援事業の対象者は、同様に妊娠期から18歳までの子どもとその保護者となっております。さまざまなサービスが受けられるように取り組んでおりまして、受けるサービスによって対象者が異なります。例えば、ファミリーサポートセンターの事業の場合は、子供の一時的な預りや送迎等に利用できまして、小学校6年生までが可能となっております。地域子育て支援センターは、就学前までの子供が対象となっております。子育てに関する相談等を受け付けています。

また、児童虐待のおそれがある家庭に適切な支援ができるよう、その児童の情報等を共有して支援の内容を協議する場として、玖珠町要保護児童対策地域協議会がありまして、この分につきましては特定妊婦から18歳までの子供が対象となっております。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 18歳までが対象になっているということでもあります。

今回の子育て世代包括支援センターの特徴というのは、ワンストップで対応ができる。一つの窓口で対応ができるようにという大きなメリットというか、使う側にしたら大変なメリットがあるわけでございます。

県内の状況というのを私もちょっと調べてみたんですけども、臼杵はもう子育て世代包括支援センターというのを立ち上げていまして、臼杵におきましては、臼杵市子ども・子育て総合支援センター「ちあぼ一と」ということでこれをやっておられるということ伺いました。それでゼロ歳から18歳までの子育て支援ということでございます。

玖珠町におきましては、窓口はワンストップで対応という、そういう窓口対応になっているかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） うちの場合は、先ほどちょっと申しましたけれども、健康推進係と、それから子育て支援係、同じところにおりまして、横の連携をとりながら、御存じのとおり窓口は一つの窓口になっておりますので、両者どちらかが対応して、また必要であれば、別の係の者を呼ぶとかいうことで、お客様が席を移動しなくてもいいような仕組みになっております。うちの福祉保健課のみで対応できない課題等もありますので、その場合は、そこに相談に来られた方はそのままいらしていただいて、該当する課の担当者呼び出しまして、お話ができるように、相談できるようになっております。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） では、本町におきましては、窓口というのは福祉保健課が窓口となって対応されているということでしょうか。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 原則的にはうちのほうになりますけれども、ケースによって、例えば児童虐待の場合、学校を通じてとかになると教育委員会経由というような形にもなってきますけれども、お互いに協議はしながら相談を受け付けているところになります。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） これは白杵市の例でございますけれども、子ども・子育て総合支援センター「ちあぽーと」。私は本来ならば実際伺っていろいろ調べるべきだったと思いますけれども、お電話の先でいろいろお聞きしたわけでございます。先ほど言ったように、玖珠町もゼロ歳から18歳までの対応を行っているということでございます。その内容というのは、非常に細かく、ゼロから18歳までの子育て支援に関する相談とか、またゼロ歳から18歳までの子供の発達相談とか、またゼロ歳から18歳までの子供のいる家庭の生活相談とか、また保育所・認定こども園・幼稚園の入園に関する相談とか小・中学校入学などに関する相談、小・中学校の就学援助等に関する相談とか中学校・高校・大学奨学金などに関する相談、小・中学校の各種助成、支援に関する相談、そしてまた全般的に子供に対する手続の場、子ども医療費の資格者証とか児童手当、母子手帳とか、ひとり親家庭の医療とか、全てのこういったものに対する、ワンストップで対応されているということでございますけれども、玖珠町はそれなりに、現在、今、課長が言われたように、受けたやつをまた教育委員会なりいろんなところに渡ししながらやっているということでもあります。

ですから、今後、玖珠町は、後の質問になりますけれども、同センターを玖珠町は恐らく立ち上げると思うんですけれども、平成32年までには立ち上げということになっているようでございます。これは質問が前後しますけれども、3番目の質問を先にやらせていただきましょうか、順序をです。

「子育て世代包括支援センター」を設置することにより支援対象者にとって今までとどのように変わ

るのか。

まだ玖珠町はそのセンターを立ち上げていないですけれども、恐らく立ち上げるという前提のもとで質問はさせていただきたいと思います。3番目の質問になります。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 議員さんおっしゃられるとおり、32年度までということになっておりますので、今、策定段階ですので、具体的にはちょっとわからないところもありますけれども、先ほども言いましたように、今までは健康推進係と子育て支援係が横の連絡をとりながら同様の業務を兼務で行っておりますが、子育て世代包括支援センターを設置されることによりまして、職員が専門となることで、今よりも深い支援や相談等ができるようになります。

また、子育て世代包括支援センターを設置することによりまして、窓口が今まで以上に一本化されますので、支援を必要とされる方が相談しやすい環境になると考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） このセンターが立ち上がりますと、今課長から言われたように、いろんな相談ができるということです。これは子育ての方にとっては大変にありがたいセンターになるのではないかと私は思っております。

それで、母子保健事業は、どのような事業を想定しているのかということでございます。これは3つの事業から成っているようでございますけれども、この4番目の質問に対して答弁を求めたいと思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 母子保健事業につきましては、現在、健康推進係が行っておりまして、本町におきましては、代表的な事業としましては、母子保健法に定められた母子保健に関する知識の普及、保健指導の実施、妊婦や乳幼児の健康診査のほか、新生児や妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導や養育医療の給付を実施しています。また、平成29年度には産後ケア事業を開始して総合的な支援を充実しております。

母子保健法では子育て世代包括支援センターでの母子保健事業につきましては任意事業となっておりますので、母子保健事業は引き続き健康推進係が行っていきたいと考えております。

子育て世代包括支援センターは、健康推進係と情報を共有して支援プランなどの作成業務などに活用していきたいと考えております。子育て世代包括支援センターの事業内容の詳細については、今後さらに具体的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） それで、今後、玖珠町におきましては体制がどういうふうになるのかなというのは、まだこれは立ち上げたわけではございませんけれども、多分これから32年までに立ち上げる

ということでございますので、いろいろお考えがあるんじゃないかと思いたすけれども、現時点の同センターにおける職員体制というのはどういう体制になるのか、ちょっとお尋ねしたいと思いたす。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 現在、示されております基本的な職員体制としましては、保健師等を1名以上、利用者支援相談員を1名以上、必要に応じて業務補助者を配置することとなっておりますが、先ほども申し上げましたとおり、今後、子育て世代包括支援センターの事業内容を具体的にまとめていくこととしておりますので、その中で体制についても関係課と協議していきたくて考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） それの体制の人員の件でございますし、これからのことで、こうしますということはお尋ねすることはできませんけれども、やはり同センターの設置に当たって、国の基準というのは、母子保健に関する専門知識を有する者とか、いわゆる助産師さん、保健師さんとか看護師、ソーシャルワーカーを1名以上配置するということになってはいますけれども、例えば助産師さん、これもやっぱり視野に入れていかれるのかということでございます。

助産師さんに関しては、出産するお母さんにとっては非常にこれほど心強いものはないと思っております。要するに、妊娠から出産、育児などの専門的知識を有する助産師を配置する。これは非常に大事なことじゃないかと思うんです。ここまでどういうふうにするのかというのは、立ち上げまでにどういうふうな職員体制にするかというのは、これからだと思いたすけれども、非常に出産とか育児、子育てに関しては助産師の力というのは私は大きいと思いたすので、このこともよく体制の中で考えていっていただきたたい。非常に費用もかさむかもしれませんが、せつかくこういった包括支援センターを設置するということになれば、満遍なく、手厚く、安心して産んで育てられる体制をつくっていただきたたいと、そういうふうには私に希望してはいますけれども、執行部のほうのお考えはどんなお考えか。今あるお考えで結構です。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 今、議員さんのおっしゃられたとおり、いろんな内容を精査しながら、今後の動きを精査しながら、職員体制を煮詰めていきたくて思いたす。助産師さんが要るかとか、どのくらい必要かとかいうのも、その都度、その中で協議していきたくて思っております。

今、秦議員さんのおっしゃられたとおり、うちのほうも、先ほど言いましたけれども、安心して子育てができるようにということで、赤ちゃんを産んだお母さん方のメンテナンスを専門のお医者さんのほうに委託いたしまして、産後ケアのほうも実施してはいますので、いろんなところで今後検討していきたくて思っております。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） それでは、今の件で、6番目の最後の質問でございますけれども、これはまだどこにするかというのは未定のことだと思うんですけども、一応この子育て世代包括支援センターの設置場所とか具体的な時期とかがわかりましたら、場所としてどこに設置するのかは、これからの問題であるとはいえ、これはまた非常に大事なことだと思いますので、今の状況で結構ですので、わかればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 今の段階ですので、先ほどから申し上げておおり、具体的なものがまだでき上がっておりませんので、町長以下まだそういうところまではお話を直接したわけではございませんが、現在、子育て世代包括支援センターの設置場所や開設時期については決まっておりますが、母子保健事業を担当する健康推進係、子育て支援を担当する子育て支援係との連携がどうしても必要となっておりますので、福祉保健課内に設置したいと考えているところです。

また、開設時期につきましては、先ほど議員さんがおっしゃられましたが、国は平成32年度末までの開設を目標としておりますので、本町としましては平成31年4月の開設を目標としております。

しかし、具体的な内容や人員などの課題に一定のめどがつかなければなりませんので、まずはそのような人員、事業内容などの課題解決に向けて取り組んでいきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） できるだけ、先ほど申しましたけれども、児童虐待という大きな問題もございますので、こういった事態を引き起こすケースもありますので、安心して子育てができる環境の整備をしっかりとこれから取り組んでいただきたいということでございます。

それでは、2番目の学校給食の無償化についてでございます。

全国で無償化が行われておるところでございます。この無償化につきましては、いろんなやり方でやられている自治体も結構あると思います。小・中学校完全無償化もあるし、小学校だけ、また中学校に特化した無償のやり方。また、こども園・保育園などの未就学児に対する給食の無償化。そしてまた、給食に対する各自治体からの補助、幾ら幾らという補助で安くしてやる方法もやっておりますし、また各地方自治体におきましては、例えば子供が3人いたら、今のこども園の保育料と同じように、1子に対してはそのままでございますけれども、2子は半額とか、3子は全額補助とか、本当に全国ではいろんなやり方でやっている自治体がたくさんあります。私も調べてびっくりしました。ということでございます。

この無償化につきましては、前々から今の議長の河野議長も一般質問の中で取り上げてきたわけでございます。

文科省による平成28年度の学校給食実施状況調査というのが出ておりました。平成28年5月1日、これは直近の一番新しい資料だと思います。国公私立学校において学校給食を実施している学校数は、全国で2万9,959校、実施率は95.5%だそうです。主食、ごはんとかパン、それからおかず及びミルク

クから成る完全給食の実施率は92.6%ということでございます。

また、保護者が負担する学校給食費の平均月額が、小学校が約4,323円、中学校で約4,929円ということであります。全国の小・中学校における保護者が負担している学校給食費の年間総額、これは日本における年間の総額にしましては4,400億円を上回っておるといふ、こういった数字が出ております。

それで、文科省によりますと、子供の貧困などを背景に学校給食の役割に注視をした自治体の中で無償化の動きが非常に広がっております。2016年度までに約60自治体が実施をしており、また直近の調査によりますと、平成29年度におきましては、82町村、給食の無償化が拡大しておるそうでありませう。また、給食の一部補助については362市町村が行っているということでございます。

子供の貧困は日本がかかえる深刻な社会も問題であります。厚生労働省の調査、平成28年度（2016年）では、子供貧困率は全国平均14%であるそうす。つまり、7人に1人が貧困状態に当たり、さらに、ひとり親世帯の貧困率は51%、実に2人に1人が貧困状態であるとされております。子供の貧困問題解決と子育て支援の方策として、学校給食の無償化を独自実施している自治体が年々ふえていくということでございます。

先ほど御紹介いたしましたけれども、現在、地方議員が首長さんと協力して給食の無償化の実現に取り組んでおります。今回、文科省が学校給食の無償化に対する調査を行われておりますことは、全国の無償化の実現に向けた重要な一歩だと思っております。今、文科省が全国で調査をやっておるそうす。29年度中には、その調査が完了して発表されるのではないかとと思っております。そしてまた、全国の市町村におきましては、学校給食の無償化に対する意見書を議会からも提出されているところでありませう。

そういうことから、大分県では豊後高田市が小・中学校の給食の無償化ということで、平成30年度から行うということでございます。

こういうことで、①の質問でございますけれども、全国の自治体で小中学校の学校給食の無償化が進展しているが、所見というか、なぜそういうふうになっているのかということに対しての答弁を伺いたいと思っております。

○議長（河野博文君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） 秦議員の御質問にお答えいたします。

全国的な状況というのは、もう今議員のほうからる御説明があったところでありませう、重複するところもありますが。学校給食の無償化につきましては、全国的には、これまで子育て世代の定住促進や少子化対策など、まちづくり施策として取り組まれるケースが多くありませう、また近年、年々増加しているというふうにご認識をしております。

そういった状況を受けまして、先ほど御案内もありましたとおり、本年度、昨年9月に、文科省が初めて給食費の無償化に関する全国調査を実施しております。その集計については、今の時点ではまだ出ておりませうので、正確な件数等はこちらではわからないんですが、先ほど来御案内があった

とおり、過去の情報をもとに推計すると、恐らく全国で町村部を中心に100近い自治体が現在無償化の実施及びその実施に向けた計画をしているものと思われます。

また、県内におきましても豊後高田市が、先ほど言われたとおり、小・中学生の給食費無償化を18歳以下の医療費無償化とあわせて来年度から実施するということが先日新聞報道されておきまして、話題となっておりますのでございます。

当町におきましても、平成26年度以降、先ほどありましたとおり、3度の一般質問の中で、子育て支援や定住促進、そして貧困対策という部分でも、給食費の無償化ができないかという御質問をいただいたところではありますが、完全無償化を実施するには経常的に多額の予算が必要となることから、その時点での実施については困難ではないかということを回答しているところでございます。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） それで、次の質問でございますけれども、多額なお金がかかるということでございますけれども、やはり各地方の自治体によっては、膨大なお金をこの学校給食の無償化に取り組んでいるところもあります。滋賀県長浜市、人口12万人、この学校が小学生を対象に全額無料化を長浜市の教育費の5%に当たる2億6,645万円の予算を組んでやっておるということです。こういうところもあるんだなと本当にびっくりしております。こういうことで、例えば全額補助というのは、今、課長がおっしゃったとおり、非常に多額なお金がかかることはわかっております。その中で、そういうぐあいに大きなお金を工面しながら無償化をやっている自治体もあるわけでございます。

それで、2番目の多子世帯への学校給食費の減免ということで上げております。まず、町内小・中学校に通う第2子世帯、第3子以降の多子世帯のそれぞれの世帯数と児童生徒数を伺いたいと思います。

○議 長（河野博文君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） お答えいたします。

住民基本台帳の情報から抽出した小・中学生に該当する年齢データによりますと、世帯内に小・中学生が2人いる世帯は267世帯で児童・生徒数は534名、3人いる世帯が61世帯で183名、4人以上いる世帯が7世帯で29名となっております。

3名以上を多子世帯とした場合、あくまで小・中学生の年齢データなのですが、68世帯に212名の児童・生徒がいるものと考えております。

以上です。

○議 長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） わかりました。

次の質問でございますけれども、今度は、この子どもたちに減免を実施した場合、その負担額はどうなるかという質問でございます。

第2子世帯の減免、第3子以降の多子世帯の児童生徒の減免実施した場合の町の負担額、そして完

全に実施した場合、小・中学校の学校給食を無償化した場合の町の負担額はどうかということで、お答えをいただきたいと思います。

○議長（河野博文君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） お答えいたします。

これは、同一世帯内に小・中学生が複数いる場合、2人目、3人目から減免すると仮定した場合で、ちょっと答えさせていただきたいと思っております。

まず、第2子以降の給食費を無償化した場合、対象となる第2子以降が小学生とした場合で335世帯の411名が減免となります。小学生の年間給食費4万5,600円を掛けると、町の負担額は1,874万1,600円となります。

また、第3子以降を無償化した場合は68世帯の75名が減免となります。この場合の町の負担額は342万円となります。

そして、町内全児童・生徒の給食費を完全無償化した場合には、これは平成29年度の年間の給食費の推計ベースですが、町の負担額として5,380万円余りが必要となってまいります。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） それぞれ全額負担した場合は5,380万円ということでございます。地方の各市町村の状況を見ますと、例えば、初め第2子世帯、第3子世帯以上の子どもさんに対しての減免を行いながら、最終的に全額を負担する。町が全て面倒を見るという、そういうケースもありますけれども、町としては、ウの給食費の減免について、そのお考えを伺いたいと思います。

○議長（河野博文君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長兼新中学校開校推進室長（長尾孝宏君） お答えします。

最初の御質問にありましたとおり、少子化が急速に進む中で、子育て世代の支援を拡充して、子育てしやすい環境を整備する。そういった施策については、多くの自治体が取り組んでいるところでございます。

給食費の無償化につきましては、先ほど述べましたとおり、小・中学生を対象とした完全無償化については、多額の町の負担が経常的に必要になるということで、実施は非常に困難ではないかというふうに考えておるところでございますが、今、御案内がありましたとおり、第3子以上の多子世帯に対する減免とか給食費の一部に対する減免というような部分であれば、単に想定される町の負担額からすると、まちづくりの施策として検討の余地はあるのではないかなというふうには考えております。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 検討の余地があるのではないかなということでございますけれども、教育長はどういうふうなお考えでございますか。

○議長（河野博文君） 秋吉教育長。

○教育長（秋吉徹成君） 基本的には、今、うちの長尾課長が申し上げたとおりですし、私も今、議員

が一般質問の中で、私どものほうに質問が出まして、私もそのときに答えておるんですけども、第3子以上の減免については、今後検討の余地があるというふうに申し上げております。先ほどから申しますように、貧困世帯の救済、そしてまた、まちづくり施策という観点の中からは、検討の余地は十分あるかと思っておりますけれども、それで今、現在、教育委員会として、非常に大きな事業を抱えておって、くす星翔中学校の開校に向けて、物すごいお金が要りますし、いろんな町としての施策の中で経費がかなり増大しておりますので、そこら辺も考えたときに、そういう面が落ちついたときに検討、協議していきたいというふうに、現時点で私は考えているところでございます。

○議長（河野博文君） 10番 秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） ぜひとも今後検討していただきたいと思っております。理由もいろいろあります。

低所得の御家庭の方々は、その負担というのが大きいわけです、物すごく。そして、また文科省の調査によりますと、給食費の未払いの原因の3割は保護者の経済的な理由によるというふうに言われておりますので、生活保護や就学援助費、この制度を利用する方法もありますけれども、これは今やっておられるわけです、町は。しかしながら、申請をためらったり、制度そのものを知らないケースも少なくないと言われております。低所得世帯に絞って無償化をするという考え方がありますがけれども、貧困のレッテル貼りにつながり、子どもの心を傷つけかねない。こういう指摘もあるわけでございます。そういう面からしたら、例えば教育長が言われたように第3子世帯以上の子どもさんたちから免除か何か補助しようとか、そういう形だったら非常に自然に入っていきませんかと思うんです。

将来的には、全面的な。これはできるかわかりませんが、よその自治体を見るとびっくりします。2億数千万円とか学校給食に充てる市があるんです。全体の予算の5%までに係る予算を使ってやる。そういうことをやるという、私にとったら、すごいと思うんです。どこにこの機軸を置いているかというのは、やっぱりその自治体の考えだと思うし、特に、また今度新しくなられた町長の方針というのもこれは大きく影響するのではないかと思います。このような状況を踏まえまして、無償化に向けての取り組みを進めていただきたいということでありますけれども、今までいろんな各自自治体の例を挙げましたけれども、こういうことに関しまして、町長はどういうことを、お考えで結構です。伺いたいと思っております。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） それでは、秦議員の御質問に対してお答えをしたいと思います。

先ほどから議論がなされているとおりでございまして、先ほど秦議員がおっしゃったように、低所得世帯に対します支援という視点よりも子育て支援の視点で何らかの助成ができるものが一番望ましいというふうに思っておりますので、教育長が申しましたように多子世帯について、財源が許される時期が来ましたら、これはもう適用する。もう一つは、ほかの市町村の導入状況も勘案しながら、なるべく早い段階で一部減免についての適用を考えていきたいというふうに思っておりますので、議員おっしゃるとおりで進めさせていただきたい、検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 町長の所見、考えはお聞きしました。今後ともよろしくお聞かせしたいと思います。

それでは、続きまして胃がん予防でございます。

ピロリ菌検査についてでございます。

本年度当初予算書にピロリ菌検査の実施予算が計上されているが、この事業の内容について何うということでございます。

ピロリ菌検査につきましては、去年の9月議会に一般質問をさせていただきました。それで今回、おとしになりますけれども、平成28年1月から、ピロリ菌検査の促進と助成について、玖珠町内2,590名の署名を集めまして、当時の朝倉町長に署名を届けました。そういうこともありまして、ぜひとも今、胃がんの予防のためにピロリ菌の検査をやってもらいたいということで、署名を出したところでございます。29年6月一般質問の中で、去年の6月議会のときに、ピロリ菌検査の促進と助成について、ピロリ菌感染の有無に検査の推進と町の特定健診の検査項目にピロリ菌感染検査の追加と、ピロリ菌検査費用の個人負担の公費助成について質問させていただきました。そのときの執行部の御答弁は、重要性は認識しているが、今後検討は十分にしていきたいとの答弁でございました。平成30年度の一般会計予算の予算書の説明の中に、保健事業費としてピロリ菌検査の実施予定とあります。町がようやくピロリ菌検査の取り組みに腰を上げた大変に私たちはうれしく思っておりますし、約2,600名の町内の署名をしていただいた方に対しては大変朗報だとは思っております。

このピロリ菌検査、検査の内容はわかるんですけれども、どういう実施のやり方でやるのか。また、費用についてはどうなるのか。町の健診のときにやるのかとか、いろいろあると思いますけれども、これはどういうふうな事業なのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） それでは、お答えさせていただきます。

本町としましては、ピロリ菌の検査は、あくまで胃がんリスクの検査であり、病気の早期発見、早期治療に重点を置きまして、がん検診や特定健診の推奨を優先してきておりますが、健診の種類の拡充やピロリ菌に感染されている方の胃がん予防の観点や議会からの要望等ありましたので、来年度より検査対象とすることとしました。

ピロリ菌の検査対象は、玖珠町民の方で特定健診もしくはがん検診を受診された方とします。公費負担額は、県下の状況等を踏まえまして500円を基本とし、当日支払いに混雑を招かないよう10円未満を除く残りの検査料は受けた方に御負担をお願いするものです。

なお、公費負担につきましては、1人1回限りとさせていただいているところです。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） ちょっと聞き損じたんですけれども、ピロリ菌の検査というのは幾らかかっ

て、500円というのは町が負担する金額ですか。そうですね。そしたら、各個人が負担する自己負担が幾らになるんですか。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 玖珠町で今、特定健診、それから、がん検診等で委託しているところが2カ所ありまして、1つ目が公益財団法人大分県地域保健支援センター、こちらでは874円の検査料となっておりますので、370円が自己負担に、500円を引きますので、なると思います。それから、大分県厚生農業協同組合連合会、ここが1,620円となっておりますので、500円負担しますと1,120円個人負担が発生するようになります。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） 玖珠でやるピロリ菌の検査は、自己負担が1,120円ということですね。

〔「2つで」と呼ぶ者あり〕

○10番（秦 時雄君） 2つですか。370円ですか。ちょっとごめんなさい。はっきり言って。

○議長（河野博文君） もう一度お願いします。

本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） じゃ、もう一度申し上げます。

がん検診、特定健診をうちのほうで受けた方のみということにしておりますので、委託している業者としまして、公益財団法人大分県地域保健支援センターというところがありまして、そのピロリ菌検査が1回につき874円です。その差額分、4円という端数がありますので500円と10円未満の端数を町が負担しますので、この場合は504円の補助になります。それから、大分県厚生農業協同組合連合会というところがありまして、そこが1回の検査が1,620円ですので、町のほうで500円を負担しまして、1,120円が自己負担というような形をとらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（河野博文君） 10番秦 時雄君。

○10番（秦 時雄君） いずれにしても、町がこういった健診の中に入れていただくというのは、大変にいいことだと思っております。私もまず、去年の6月議会で一般質問しましたので、ピロリ菌の検査をしました。やっぱりいました。胃カメラを飲んで検査をしました。そして、そこで除菌するための薬、これは保険適用だから、本来はかなりかかる金額になるんですけども、薬が三千何ぼでしたか、本当に少額で済むことができました。それで、これは私の体験からして、除菌をしたら非常に胃の調子がよくなったです。これは私の場合ですよ。皆さんはわかりませんが、私は胃の調子がよくて、早うすればよかったなと、こういうふう思ったわけでございます。

いずれにしても、このピロリ菌の検査というのは、ほとんど98%は胃がんの原因がピロリ菌によるということがはっきりデータが出ているわけです。だから、これは皆さんがこのピロリ菌検査やってみたら、ピロリ菌があれば除菌すればいいし、だんだん年をとって胃がんになるリスクが物

すごく高くなりますので、そうすると国保会計のほうも、健診による町の負担は少しあったとしても、最終的には非常に助かるんじゃないかと思っています。これからこういった検診で予防するというのが、今、玖珠町ではいろいろ取り組んでおられますけれども、やはりピロリ菌の有無の検査は非常に大事なものだと思いますので、また町としてもぜひとも積極的に町民の皆さん方に周知をしていただいて、多くの方々がこの検診を受けられるようにして、そして将来的には玖珠町から胃がんになる方が少なくなっていく、そういうことにしていきたいと思います。

全国から見ますと、いろんなことをやっています。無料化もありますけれども、中学生に特化して無料にする。別府も中学2年生、3年生から全ての中学生がピロリ菌の検査やっております。佐賀県は、もうおとしごろから県全体で、中学2年生だと思えますけれども、佐賀県児童全部に対してピロリ菌検査を無償でやっております。そういうところも出てきますので、そういうことを踏まえまして、町が、玖珠町民の皆様が受けやすいように、また少しでも負担が少なく気軽に受けられるような体制をこれからつくっていただきたいと思っておりますので、今後とも努力していただきたいと思えます。

以上を持ちまして、一般質問を終わらせていただきます。

10番秦 時雄君の質問を終わります。

ちょっとここで確認ですけれども、先ほど2つの機関において負担するのが、安いほうの874円のほうは504円を町が負担、高いほうの1,620円のほうが500円の負担、これは間違いないですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野博文君） はい、わかりました。

次の質問者は、3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） おはようございます。議席番号3番大野元秀です。

ことしの1月、2月は、例年になく雪が多く、寒い日が続きましたが、一雨ごとに春の足音が大きく聞こえてきます。本日も朝から快晴で、春本番の陽気です。

それでは、一般質問の機会をいただきましたので、通告に従い、議長の許可をいただきまして、一問一答方式にて質問させていただきます。

質問に入る前に、町内のゴミ収集についての中の質問の順番を（1）、（4）、（2）、（3）の順番に入れかえさせていただきたいのですが、許可をしていただけますか。

○議長（河野博文君） はい、どうぞ。

○3番（大野元秀君） ありがとうございます。

それでは、初めに町内のゴミ収集についてであります。

町内の燃えるゴミ収集回数について伺います。

町民の消費生活が豊かになり、多様化するにつれて、一般家庭、企業から排出されるごみの量が年々増加しています。昔は家庭でごみを燃やすことができたのですが、平成13年、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、工場や事業所から出るごみや家庭から出るごみであっても野外での焼却

は禁止されています。また、生ごみは生ごみ処理容器を利用して肥料として有効活用できますが、ほとんどの家庭が燃えるごみとして出しています。

玖珠町における年度別ごみ収集量を見ますと、平成12年の分別収集計画策定後、平成14年をピークに平成19年までは急激に減少しています。これは、ごみの分別収集の定着でリサイクルのほうに持って行かれているのではないかと考えます。その後、少しずつ減少傾向にあるものの、ほぼ横ばい状態で、年間約4,600トンが清掃センターに搬入されております。ただ、この4,600トンには不燃物ごみも含まれております。圧倒的に燃えるごみのほうが多いわけです。

人口が減少する中で、ほぼ横ばい状態であるということは、ごみの量はふえていると考えられます。これまでに収集の回数をふやしてほしいなどの要望がなかったのか。また、あったのであれば、どのような対応をしてきたのか伺います。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、大野議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

まず、玖珠町のごみ収集の状況について御説明を申し上げます。

ごみの分別収集の種類としまして、7種類の分別を実施しております。その中で、燃えるゴミが1つ、それから埋め立てするものが1つ、これは第2分別の陶磁器とかガラス類などでございます。それから、資源やリサイクルするものが5つございます。第1分別の飲料用缶とか瓶など、それから第3分別の金属類とか電気製品など、それから第4分別の発泡スチロール、食品のトレーなど、また古紙回収物、新聞紙とか雑誌、段ボールとか、それから蛍光灯となっております。

可燃ごみの収集日には、不燃ごみも収集をしているため、収集車4台が稼働し、運転手、作業員9人で対応をしております。そのため、天候やごみの収集量等によっては、玖珠清掃センターの受付時間16時間際に持ち込みを行っている状況もございます。

御質問の燃えるゴミの収集回数ですが、全町を週1回の収集を基本として業務を行っておりますが、まちの中心部、都市計画用途地域内または隣接地、飲食店など多くの生ごみが排出される森・玖珠地区の一部については、週2回の収集を行っておるところでございます。

これまで収集の回数をふやしてほしいなどの要望があったかということですが、収集回数1回の地域の方より、役場のほうにお電話や窓口にご直接お見えになりまして、回数を2回にしてほしいとの御要望は伺っておるところでございます。

次に、その対応についてですが、まず、町内の可燃ごみ週2回の収集の基準といたしまして、3つほどございます。1つ目が、先ほど言いましたけれども、都市計画用途地域内または隣接地、2つ目が、飲食店や小売店等が多く生ごみの排出量が多い地区、3つ目として、住宅密集地やアパート等のごみの保管場所が余らないと考えられる地区を対象としております。

これまでに、要望地区につきましては、聞き取りや現地調査、委託業者の収集状況の確認を行うとともに、収集運搬業務に支障がないかなどの実態の把握を行い、また先ほど言いました町の基準を踏

まえながら、大字森、帆足、塚脇、山田の一部のエリアを週2回へと拡充したそういった経過もございます。それらの地区については、当初より週2回収集している周辺部の地区に当たりまして、住宅密集地や新興住宅地でございます。

また、まちの中心部、都市計画用途地域外など、その他の要望地域につきましては、現在の収集計画と週2回の収集地区の考え方などを御説明させていただきながら、御理解を求めている状況でございます。また、そのとき、あわせましてゴミの減量化、リサイクルの推進などの御理解、御協力をお願いしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） 1回の問い合わせがあったということで、住民の方が理解しているかどうかはわからないけれど、納得をいただいていると。説明の中で、納得をしてくれということで説明したということで、よろしいですね。

次に、ゴミ減量推進のPRの強化についてです。

最初の質問の中で、ごみ搬入量は、平成19年以降、少しずつ減少傾向にあるものの、人口が減少する中で、ほぼ横ばい状態と話しました。ごみの減量をすることで、収集業務委託料や清掃センターの負担金を軽減することができます。昨年の広報くす2月号、5月号、10月号の環境情報の中で、ごみの減量のお願い、環境関係の補助事業の活用、3R推進月間など、減量推進のPRは行っていますが、なぜごみの減量が必要なのか、ペットボトルの回収においてラベルを取り除くお願いをするのかが掲載されていません。

例えば、生ごみ処理機を利用すると、ごみが減量されるので、ごみ収集業務が減り、委託料を軽減できるや、収集車の排気ガスが減ります。水分をたくさん含んだ生ごみがなければ、焼却場で必要以上の燃料が要らなくなるので、焼却場から排出される二酸化炭素や排熱が減ります。肥料として利用できるや、化学肥料を使う量が減ります。ごみの処理にこれだけの経費がかかっています。これを町民の努力によって減量できたら、これだけの経費が軽減され、2回の収集ができますといったことの周知も必要だと考えますが、執行部の考え方を伺います。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） それでは、大野議員の御質問にお答えをいたします。

広報紙等に掲載する内容や周知についての御質問だと思っております。

ごみの減量化に向けた啓発といたしまして、広報紙等の活用は有効な手段の一つと捉えております。議員さんからの御指摘のとおり、ごみを減量するには経済性や環境問題などを解決するための大きな効果がございます。

現在の広報紙への掲載内容は、具体的な効果や取り組みの必要性を訴える内容が不足しており、制度や取り組みの紹介にとどまっておるところもあるというふうに認識をしております。「まぜればごみ、分ければ資源」と言われているとおり、ごみの減量のためには分別することが重要であり、今後

は、掲載内容等に工夫を凝らし、ごみの減量化やリサイクルの取り組みについて、趣旨や必要性がわかりやすく掲載をし、さらに町民の皆様にご協力いただけるような内容としていきたいというふうに考えております。

また、新たな取り組みといたしまして、平成30年度の環境カレンダーの裏側、今までは白紙でございましたけれども、その部分を活用し、ごみの減量化への取り組み内容を掲載するように今回行いました。御家庭での会話の話題の一つにさせていただき、皆さんでリサイクルなどごみの減量化にご協力をしていただきたいというふうに考えております。

すみません、環境カレンダー、今まではこういう形で表だけに日程等を書いておりましたけれども、今までは裏側を真っ白にしておったんですけれども、今回ちょっと見直しをしまして、裏側のほうに、ごみの減量化リサイクルの推進についてということで、こういうものを掲載しました。一応、これにつきましては3月15日の自治文書の中に入れてさせていただきまして、皆さんの御家庭のほうにお配りをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3 番（大野元秀君） 環境カレンダーの裏側の部分を活用ということでもありますけれども、大概、環境カレンダーに至っては壁に張りつけということで、裏側は見えない状況が出てくるんじゃないかなと思われまますけれども、2枚配布する予定ですか。

○議 長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 御指摘のとおり、これは多分こうやって壁に張られる方が多いとは思っております。今のところはもう、この1枚を配布するで、2枚を配布するようには考えていないところでございます。ぜひよろしく申し上げます。

○議 長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3 番（大野元秀君） 経費の問題等もあろうかと思っておりますけれども、恐らくほぼほとんどの家庭が張りつけになると思いますので、その辺のところを、また今後、考えていただければいいかなと思います。

次、関連なんですけれども、ごみ減量・分別の推進については、広報紙を読まなければ伝わりません。世代交代があり、環境も変わってきています。年度別の生ごみ処理容器の補助台数も平成17年以降、年間10台前後にとどまっています。また、処理容器を設置できる環境の方は、まだまだいると思います。

広報紙の中で「環境学習会を開催しませんか」と投げかけはしていますけれども、行政のほうから積極的に地域に出向き、環境学習会を開催して、少しでもごみの減量推進を行う必要があると考えますが、ここで町長の考えを伺います。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） それでは、議員の質問にお答えします。

先ほどから申されておりますように、やはり第一義的には分別への理解、それから徹底、ごみの減量への理解と徹底ということが非常に大事かというふうに思っております。環境カレンダーにつきましては、申されましたとおり、改良の余地がございますので、次回に向けて検討したいと思っております。

そういった中で、学習会については、非常に啓発活動としては重要なことですので、今までは呼びかけにとどまっていた部分もあろうかと思いますが、いろんな機会を通じて積極的に働きかけをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） 平成14年をピークに、やっぱりごみの量が随分減ったというのは、そういった行政の方の町民に出向いて分別とかいうような絶え間ない努力があったんじゃないかなと思います。その辺のところは今、非常に薄れてきて、ごみの量が横ばい、人口が減少する中では減っていないという状況じゃないかと思われまので、ぜひそういった活動を推進していただきたいと思いません。

3点目、収集計画の見直しについてです。

九重町は、燃えるごみの収集を全地区週に2回行っています。玖珠町は、燃えるごみの収集計画では、先ほど課長の答弁にありましたように、都市計画区域内は週に2回の収集、他地区への通り道なら2回のところもあるようですが、その他は週に1回の回収です。1回の収集地域の住民から、2回お願いしたいとの声があります。また、特に夏場は、生ごみが入っているので、1週間置いておけずに収集曜日の違う地区に持っていく方もおられます。このような状況です。ごみの収集計画の見直しが必要な状況ではないかと考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（河野博文君） 自席でいいですよ。

宿利町長。

○町長（宿利政和君） それでは、自席からお答えをさせていただきます。

回収計画の見直しについてでございますが、やはり一番ネックになっているのは財源問題ではないかなというふうに思っております。

そこで、まず利用者といいますか、ごみを出される方々の意識の調査といいますか、それも一方で行う必要があると。現状では、中心部を主体に2回行っているんですけども、九重町のように完全にごみステーション化をされてない現状もございまして、そういった部分を考えますと、今まで家の玄関先に置いておいたら回収してくれたのに、ステーション化によって100メートル、200メートル先まで持っていかなければいけないという、一方で、そういったことをやらなければ、やはり回収ポイントというのは減少しませんので、そういったことが果たして可能なのか。とりわけ、今、高齢化が進んでる中で、高齢者や女性の方が、かえってそれが足かせになってしまっているというふうな部分も出てきようかと思っておりますので、そういった部分も含めて、今後、総合的に検討していく必要がある

んじゃないかなと考えております。

○議長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） 今、町長の言われたように、高齢化が進む中で、ごみを遠くまで持っていかなければならないということもありますけれども、やはり1回しか来ないということで不便もされている方もおります。これは現状でありますので、調査、またアンケート等、1回でいいよというようなところは1回でよろしいので、この収集計画も結構前から今のような収集計画であるようなので、この辺で今言われたようにアンケート、調査を行い、一番いいような方向でやっていただければいいかなと思っております。

今、町長のほうから収集場所、ごみステーションの件が出ましたので、4番で収集場所についてちょっと伺います。

九重町の平成29年度の収集業務委託料は5,037万5,000円です。玖珠町は5,430万円です。九重町は全地区2回収集する中で、玖珠町とほぼ同額です。玖珠町が九重町同様に収集回数をふやせば、現状の中では委託料が増加すると考えられますが、効率よく収集すれば現予算で対応できるのではないかと考えます。

また、国道沿いの一部では、所定の場所が定められてないためか、点々とごみ袋が置かれ、強風が吹けば道路に飛んでいきそうな状況です。2月27日火曜日に、トキハの交差点から小田入口までの間に左側が16カ所、右側が14カ所でごみの袋が出ていました。8時半でしたので、もう少し時間がたつとふえる可能性があります。

玖珠町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第16条の2項に、町長が収集及び運搬を行う家庭系廃棄物のうちに、次に掲げるごみを排出する占有者は、町長の定める方法により処分し、そのごみを規定で定めるごみ袋、その他の方法により町長の指示する期日に所定の場所に置かなければならないとあります。国道沿いでスペースがないため、所定の場所が明確にされてないことも考えられますが、今後の収集効率やごみの飛散についてどのように対応していくのか、執行部の考えを伺います。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 大野議員の御質問にお答えを申し上げます。

今後の収集効率やごみの飛散についてどのように対処していくかというような御質問ですが、若干の経過を申しますと、以前、町部を中心とした地区及び周辺部では、個別にそれぞれ家の前にごみ出しをしていた経過があったことから、より収集の効率化と収集作業の安全確保を図るため、既に収集済みの自治区を除く118の自治区宛てに、ごみを出す場所を決定していただくためのアンケート調査を実施いたしまして、各自治区ごとの収集場所を集約した経過がございます。

この取り組みによりまして、大部分の自治区内の収集場所が決定されまして、ごみ収集における交通の妨げの軽減や交通事故の危険性の解消が図られ、ごみ収集時間の効率化と作業の安全性の確保が図られ、大きな事故が発生することなく、現在まで収集業務が行われております。

しかし、一部の地域によっては、適当な場所、空き地が確保できない、また歩道幅が確保できない

などの理由によりまして、集約ができなかったところもございます。

議員さんより、例えとして国道210号線のお話がありましたが、国道沿いでスペースがないため、所定の場所が明確にされていないことも考えられますが、御指摘のとおり、収集効率を上げるためには散在するごみ袋をごみ集積所に集めることが効果的であると考えておりますので、現状を分析しながら、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要と認められるときには、地域に出向きまして、地域の方の声を聞きながら、集積について指導または助言、または御協力を求めていきたいというふうに考えております。

また、ごみの飛散防止についてですが、カラスネットやごみステーションを設置するなどの環境整備を行うことが有効であるというふうに考えております。玖珠町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第16条第3項にもございますように、ごみの排出者には、ごみを収集するまでは衛生的に管理することが求められていますので、集積への御理解、御協力を求めながら、ごみステーションなどの設置に対する補助事業を活用していただき、住民の皆様には引き続きごみの飛散防止などに御協力をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） さっき言うたように、所定の場所に置かなければならないということをおっしゃるので、積極的に出向いて指導に行かないと、10メートル間隔ぐらいで置いてあったりします。一番心配なのは、強風が吹いたときに道路に飛び出すと。そのときに、二次災害というか、ごみのおかげで事故になるといったところが、やっぱり大きいかなと思います。改善の余地は十分ありますので、国道沿いなので、大きい業者じゃないんですけども、業者の方が多いいかなと思うので、業者の方と相談されて、邪魔にならない業者の敷地等でもいいんじゃないかと、向こうが納得していただければ。ぜひ集積できるような形でお願いしたいと思います。

続きまして、公共施設の整備についてであります。

まず、公共施設総合管理計画の中でのB&Gの方針を伺います。

○議長（河野博文君） 衛藤まちづくり推進課総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） おはようございます。

大野議員の質問にお答えいたします。

平成28年度末に策定されました玖珠町公共施設等総合管理計画では、玖珠町B&G海洋センターは、町民が利用できる屋内スポーツ施設であることから、施設の維持に努め、今後も住民の体力向上・健康増進の場としていくこととしております。

建築から24年が経過し、プール施設等を中心に老朽化が進んでいますが、現時点では町民が利用できる唯一のプールとして、改修等を行い、維持していく方向でございます。

また、利用者数の増加のため、詳細な利用実態を把握し、利用時間の検討などを行い、利用率の向上を図るとともに、トータルコストに対する利用料金の収入割合が低いことから、引き続き利用料金

や減免条件の見直しを進めてまいりたいと思っております。

また、現在直営で管理運営を行っていますが、指定管理者制度の導入を検討しつつ、住民サービスの低下にならないような施設運営を進めていくこととしております。

以上です。

○議長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） 今の答弁の中で、B&Gは、施設の維持に努め、町民の体力向上・健康増進の場とするということで、維持していくというところでよろしいですね。

続きまして、B&G内のトイレの状況についてです。

現在、B&Gでは、高齢者等健康寿命を延ばす取り組みや高齢者の水泳教室、卓球教室、また健康増進と親睦を図ることを目的とした障害者ふれあいスポーツ大会などで利用されていますが、高齢者や障害者の方々は膝の悪い方が多く、トイレが和式便器ということで困っています。

健康寿命の延伸に向けて、健康づくりのための運動を推進する拠点でもあります。高齢者や障害者の方々が快くB&Gを使っていただくためにもトイレの改修が必要だと考えますが、執行部の考えを伺います。

○議長（河野博文君） 瀧石社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（瀧石裕一君） 玖珠町B&G海洋センターは、平成5年6月にオープンし、ことして25年目を迎えます。平成28年度の利用者は4万4,774人の利用があります。

質問にありましたトイレ便器の状況ですが、B&G海洋センター内には、ロビーの男子トイレに1つ、女子トイレに3つ、プールの更衣室内には男子に1つ、女子に2つありまして、全て和式便所となっております。洋式便器は多目的トイレに1つございます。

和式便器の洋式化に関する要望は利用者からも伺っており、今年度の政策事業3カ年計画において要望をしているところでございます。今後、早期に改修できるよう協議、検討を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） B&Gの施設は、今後まだ維持していくということで計画の中に上がっているみたいなので、早急に改善のほうをお願いしたいと思います。

3番、障がい者用駐車場スペースについて伺います。

公共施設であるB&Gに障害者用駐車場スペースをなぜ設けなかったのか、また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の中に、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないとあります。既存の施設のため、義務ではなく、必要な措置を講ずる努力義務ではあります。

今後、玄関の近い場所かスロープ側に障害者用駐車場スペースを設ける考えがあるのか、執行部の考えを伺います。

○議長（河野博文君） 瀧石社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（瀧石裕一君） 障害者等駐車場スペースについてでございますが、平成18年度に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が施行され、公共施設等では高齢者や障害者の方がより円滑に移動等できるように取り組むこととなっておりますが、現在、B&G海洋センターの駐車場に障害者等駐車場スペースの表示等は行っていません。お問い合わせのあった場合には、施設に近いスペースを確保し、御案内を行っているところでございます。

しかしながらも、専用スペースの表示等を行うことで、より利用者へのサービスが向上しますので、早急に車椅子使用車用駐車施設（車椅子マーク駐車場）の設置を行いたいと考えているところでございます。

また、大分県福祉保健部が行っています「大分あったか・は一と駐車場利用証制度」も活用していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3番（大野元秀君） 駐車場そのものが比較的広くて、利用者が少ない場合には、玄関の近くにはとめられると思いますけれども、利用者の多いときには、さっき言った観点の中から、障害者の方が安心して利用できる施設、いつ行っても障害者の方が玄関付近にとめられるという表示は、これはもう必ず必要じゃないかなと思いますので、早急に。さっき言った、あったか・は一とマークですか、あれも障害者の方にどんどん提供して推進していけば、障害者の方もいろいろありますので、障害というのがわからないので、第三者が見たときに、この人健常者なのに何でここにとめているのといったことも、多々そういった状況も聞かれますので、ぜひ、あったか・は一とマークも進めていっていただきたいと思います。

それと、もう一点、役場の駐車場の中に2台分の屋根つき障害者用駐車場が設けられていますが、近年、さまざまなボディータイプの車があり、使用用途により選ぶ車が変わってきています。現在の屋根の高さは、内側の低い側で約1.8メートル、高い側で2.23、普通に駐車場スペースにおさめようとするなら、全高、車の高さが1.8メートル未満の車と考えられます。

ボディータイプ別に車の高さを調べてみますと、ワンボックスカーは、ほぼ1.8メートル以上です。SUV車という車につきましては、大きい車、ランドクルーザーとか、そういったことになるので、これは一部でした。一番手ごろな軽自動車の車の高さなんですけれども、基準が2メートル以下ということになっており、軽自動車の中で、全高、車の高さが1.8メートル以上の車種は24車種ありました。

障害者の方が庁舎前の駐車場スペースに合わせて車を選ぶでしょうか。使用用途であつたり、利便性等さまざまな理由で選ぶと思います。せっかく障害者用駐車場が設けられているのに駐車できないということが考えられますが、執行部の考えを伺います。

○議長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 庁舎管理の担当を総務課がしておりますので、お答えします。

現在、役場駐車場における障害者用駐車場は、屋根つき駐車場が2台分、それと屋根のない駐車場が1台分、計3台となっておりますが、議員が御指摘されます車高の高い車を所有されている方への配慮は、今後検討すべきというふうに考えておりますので、早速調査いたしまして、例えば利用できないバリアに屋根がなっているようでありましたら、まず、車全体を覆うんじゃなくて、乗降時の雨対策を考えると、また、場合によっては、支障になっているのであれば、屋根を取り外すということも含めまして検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議 長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3 番（大野元秀君） 今、答弁がありました。障害者差別解消法の中で、合理的配慮の提供が義務づけられていますが、町内の公共施設の中には、障害者の方が不便と思うところがまだまだあるかと思えます。一度調査を行い、今言った、いわゆるたくさんお金をかけなくても改善できるようなこともあろうかと思えます。過度の負担にならない実現可能な配慮を、全体的な施設の件なんですけれども、検討していく必要があると思えますが、町長の考えを伺います。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） それでは、自席から失礼いたします。

大野議員の御指摘の件については、非常に重要な部分だというふうに思っております。庁舎の正面のみならず、公共施設は当然のことながら見直しが必要なのかどうかの調査を一度させていただきたいと思っておりますし、また、公共施設以外で町民の皆さんが不便に感じてられておられる部分については、広報広聴の中で広く意見を承っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3 番（大野元秀君） 町のほうにも障害者協議会等がありますので、その辺の方々の意見を参考に、一度調査を行っていただければいいかなと思えます。

続きまして、町長の公約についてであります。

町長は、玖珠町を地域力日本一と呼ばれるまちにしたいとの強い思いで町長になりました。まずは、町長の政治姿勢についてであります。

民主政治の根本は民意を反映することが大前提であることは申すまでもありませんが、その民意の反映の選択肢の一つとして公約があります。手段として選挙があるわけです。したがって、選挙公約というものは最も重要視されなければならない問題です。当選後、その公約が実現できないというものであるなら、選挙民は何を信じ投票すればいいのかということになると思えます。公約を掲げた責任は非常に重大であると思えます。公約を実現できないとなると、選挙民から出てくるのは政治不信、町政不信といった言葉でしかありません。町長は選挙公約をどのように考えているのか伺います。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） それでは、引き続きまして自席から失礼いたします。

大野議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

公約をどのように考えているのかという御質問でございますが、私が思う、考えております公約とは、それぞれ各級選挙におきまして、立候補者が掲げる基本理念、または理想像、本人の覚悟や有権者の方々との約束を表面化したものだというふうに考えております。

ただし、この公約の実現に向けては、当然のことながら財源や内容につきまして議会承認や町民の皆さんの御理解と御協力が不可欠だという認識も十分持っております。

つまり、自分自身の思いだけでなく、意見や考え方のすり合わせを行うなど合意形成を図りながら、公約実現に向けまして最大限の努力を重ねていくことが、私の職責だというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3 番（大野元秀君） 今、選挙公約の町長の考え方を伺いました。

では、町長になってすぐに全ての公約を実現するのは難しいと考えますが、主に1年目に取り組みうと考えるという選挙公約は何か伺います。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 引き続きまして、お答えを申し上げます。

今回の町長選挙の結果が得票数の差で83票差の僅差だったということは、皆さん御案内のとおりでございます。つまり、投票された半分の方々は宿利ではだめだという意見をお持ちだったというふうに推測をされますが、私としましては、まず第一に、私の施政方針を述べさせていただきましたが、その内容にありますように、いろんな公約、取り決め等を理解していただくために、より多くの町民の皆様と膝を突き合わせて対話をしていくという、この取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

私は以前から地域づくりは議論からスタートするという考え方を持っておりますので、対話第一、対話重視で町政執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3 番（大野元秀君） 今、町長の選挙公約に対する考え方、公約を伺いました。

今、言われた選挙公約で具体的な施策があれば伺います。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 先ほどの答弁の中で、対話を重ねるといふふうにお答えを申しましたが、まず具体的な手法としまして、各所で挨拶をさせていただきます。また、意見交換会などの諸行事もございまして、事務事業の執行の機会もたくさんございまして、そういった機会をおかりしながら対話を重ねていく。また、同時に、時間を見つけて、おおむね小学校区や大字を単位としますエリアで、これは仮称でございますけれども、町長とまちづくりを語る会というようなものを積極的に開催しまして意見交換の場を計画的に進めていきたい、開催していきたいというふうに考えております。

また、自治コミュニティ協議会活動にも関連をいたします地域マネージャー制度の創設に向けた地域説明会、こういったものも計画をさせていただくようになっておりますので、その段階でも意思疎通を図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3 番（大野元秀君） 意見交換会の場等をたくさん設けていくということと、今、町長の答弁の中に地域マネージャー制度ということが出てきましたが、4地区のコミュニティ運営協議会がある中で地域マネージャー制度というものはどういうものなのか、少し概要のほうをお伺いします。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 地域マネージャー制度につきましては、ほかの議員さんからの質問の準備をされておりますので、簡単にお答えを申し上げたいと思いますが、現在、自治コミュニティ協議会がございまして、その活動の中で各部会活動がございまして、その部会活動に従事をされております役員の皆様におかれましては、ほぼボランティアで活動されてございまして、中には年間120日とか130日いろいろな会議や活動に参加をしなければならないという現状も伺っております。

そういった中で、地域活動を専任制を持って、これを一つの業として従事していただく方が必要だというふうに私は考えまして、地域マネージャーという制度を創設したいというところでございます。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 3番大野元秀君。

○3 番（大野元秀君） 今、具体的な施策の中で少し伺ってまいりました。先般の予算特別委員会では骨格予算での審議でありましたが、6月の補正予算の中で町長の提案を組み込んでいかれることと思っております。大いに期待しております。

議会議員の大きな役割は、行政をチェックし、条例や政策を提言することが重要な役割であります。また、議会と執行部は車の両輪と言われます。町民の福祉向上では、歩む方向は一緒であります、よい意味での対立関係を保っていくことが町政発展の大きな鍵となると思っております。私自身、これからも一般質問を続けていく中で、町政発展のために寄与していきたいと考えております。

これで、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長（河野博文君） 3番大野元秀君の質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。

午後1時から再開いたします。

午前11時51分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議 長（河野博文君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、8番石井龍文君。

○8 番（石井龍文君） こんにちは。議席番号8番石井龍文です。

本日は質問の機会をいただきましてありがとうございます。

宿利町長におかれましては、今回の御当選大変おめでとうございます。若さを前面に出して町政に取り組んでくれることを大いに期待しております。よろしくをお願いします。

3月11日、東日本大震災より7年が経過し、今なお7万人以上の帰宅困難者がいて、避難生活を余儀なくされていること、お亡くなりになられた方々や被災された方々にお悔やみを申し上げるとともに、一日も早い復旧復興、帰宅されることを念じてやみません。

また、昨年の九州北部豪雨では、日田市を初め朝倉市や東峰村など甚大な被害を受けられて、今なお避難生活を余儀なくされている方々にもお見舞いを申し上げますところ です。

なお、玖珠町においては、幸いにも河川の氾濫による農地等の被害にとどまったことは幸いであつたかなと思っております。

今、地球温暖化による異常気象で自然災害が世界各地で発生しています。災害を予測し回避するのは難しいこととは思いますが、一層の防災対策の充実が不可欠だろうと思っております。

それでは、本題に入りたいと思えます。通告に従い、一問一答でお願いします。

議会の冒頭で、町長が平成30年度の施政方針を発表されました。それに沿ってお伺いしたいと思います。町長の施政方針についてお伺いいたします。

戦後70年を経過し、当時のベビーブーム世代が超高齢化時代に突入しています。どのような施策をとられるのか、町長にお伺いします。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） それでは、私から総括的な部分でお話を申し上げたいというふうに思っております。議員の質問に回答になるかわかりませんが、お答えをさせていただきたいと思っております。

超高齢化時代の到来ということでございますが、とりわけ玖珠町におきましては、周辺部に独居老人や、また高齢化という部分が目立っておりますし、自然減の中で、やはり子供さんが少なくなっているという部分は現状としてあらわれているわけでございます。

したがいまして、玖珠町の各施策におきましては、どうしても子育てとか、また高齢者に対する配慮といいますか、向けた施策というのが主体的になってまいりますので、そういった部分を踏まえまして、具体的な部分については、担当課のほうから申し上げたいというふうに思っておりますが、いずれにしても、住んでよかった、玖珠町に生まれていい人生だったと思ったださるような、そういった部分を基本方針に進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議 長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 福祉保健課のほうから御回答申し上げます。

まず、国は御存じのとおり一億総活躍社会づくりを進めており、福祉分野におきましても、支えて側と受け手側に分かれるのではなく、我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、支え合いながら暮らすことができる仕組みを求めています。

また、重度な要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい人生を最後まで続けることができるよう、医療・介護・住まい・予防・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が求められています。

本町としましては、地域包括支援センター事業の充実、より切れ目のない医療や介護サービスが提供できるよう医療・介護の連携の推進、生活支援コーディネーターを中心に担い手の育成や支援を行い、地域の互助力の強化推進するように地域共生社会に向けた取り組みの推進、それから認知症施策の充実の以上4点を中心に今後取り組んでまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 高齢者福祉対策で、玖珠町も第5次総合計画の中で、健やかで健康に暮らしまちづくり、保健福祉の向上、それから、それを実現するためにまた童話の里“くす”健康21計画の具体的な内容を踏まえての質問であります。

国がまとめている健康寿命がありますが、小さい町村では、なかなかこの健康寿命は表現できづらいというところで、大分県では独自に「お達者年齢」ということで発表しております。要介護1以下の人を健康と定義したものだろうと思いますが、玖珠町は、男性が18市町村中13位、女性は18市町村中18位となっております。この結果についてどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 今、議員さんおっしゃられたとおり、非常に成績がよくないということとあります。直接的な原因というのは、ちょっとはっきりまだつかめておりませんし、西部保健所のほうとのいろいろ協議というか、お知恵拝借とか、いろいろやっているところなんですけれども、一般的に玖珠町の場合、男性、女性を問わず、アルコールと塩分の取り過ぎという結果が、アンケートというか、そういう調査結果が出ております。特に減塩については、健康教室とかいろんな部分で町民の方にお知らせして、減塩するよということをお願いしているところです。

以上です。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） （3）の健康寿命を延ばすための対策と重なっていきますが、一緒に質問をしていきたいと思っております。お達者年齢を延ばすための対策というのは、特にどういうものがありますか、お聞きしたいと思います。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 健康寿命を延ばす対策ということでお答えさせていただきます。

介護認定の主な原因となる脳血管疾患、認知症などの予防と早期治療を促進するため、健康増進法に基づいた健康増進・生活習慣病予防に関する健康増進事業を実施しております。具体的には、総合健診・健診結果説明会、自治区や病態別健康教室、健康相談、訪問指導、健康ウォークなどを実施しております。

また、「自分たちの健康は自分たちで守ろう」を目的に、平成2年に健康づくり協議会を発足しまして、町が委嘱しました保健委員と連携して、地域の健康課題を解決していけるように、住民組織の活動を支援しています。さらに、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取り組みが必要ということで、地域住民やリハビリ職員等と連携しまして、住民主体の週一体操教室などの予防を実施していきたいと考えております。また、そのための人材育成にも取り組んでいきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 医療制度改革関連法ということが国で定められました、平成16年に。その中で、玖珠町もこれに沿っていっていると思いますが、特定健診が義務化されているんじゃないかなと思います。玖珠町の場合はどういうふうに進めているのか、お伺いします。

○議 長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 玖珠町のほうといたしましても、特定健診につきましては受診率が非常に悪くございまして、毎年、希望をお聞きして、一式検査に必要な道具等を送っているところです。

今言われましたように、目標から見ると受診率というのは非常に低い状態ですので、先ほど申し上げました保健委員さん等を通じて街頭でのティッシュ配布等を行って広めるとともに、町報等にも掲載しますし、状況によって、今年度もそうなんですけれども、後半に特別追加というような形で行ったりをしております。

以上です。

○議 長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 特定健康診査は非常に生活習慣病の部分で早期発見に有効だと思います。受診率はどのくらいあるのかお伺いします。

○議 長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 大変申しわけありません。数値は今ちょっと持ち合わせておりませんので、また後ほど。すみません。

○議 長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 多分40%ぎりぎりだろうかなと思っております。年々受診率が下がってきております。25年ぐらいから、だんだん40%ぐらいまで下がってきております。受診率が上がらないのはどういうところに原因があるのかなという気がしております。

自助努力のために健診を受けるということは、保健事業の玖珠町の中でも非常に財政的に圧迫している部分で、健診を受けて早期発見をして対策を打つということは、非常に町民としても必要であろうと思います。町で受診の勧奨をしておりますが、原因はどこら辺にあるのかお伺いします。

○議 長（河野博文君） 衛藤住民課長。

○住民課長（衛藤善生君） 石井議員の御質問にあります先ほどの特定健診の受診という部分について

は、法で義務づけられた部分については、保険者、各被用者も含めまして、国保に特定健診を受診を
しなさいということで、保健事業として保険者のほうに義務づけられたものであります。国保の部分
で特定健診受診も奨励しておりますので、その部分についてお答えを申し上げます。

先ほど言いましたように、受診率については、目標については最初、平成25年に40%の部分で
41.2%をしておりましたが、現在、28年については、目標55%について40%というふうな厳しい状況
であります。

受診しなかった理由ということでございます。平成28年、アンケートの部分で回答を受けておりま
すので、その結果については、必要なときは医療機関で受診をするということ、時間がないというこ
とと、あと、現在、通院などを行っている部分で、その医療機関のほうで検査を受けているというよ
うな形の中であるということで、こういうことから継続受診の必要性についてもっと周知をしていくと
いうような形が必要であるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議 長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8 番（石井龍文君） 特に働き盛りの世代の方が、受診率が悪いような気がしております。これに
ついては、時間をもうちょっと検討するとか、日曜日健診とかがもしできるようであれば、そういう
こともやってほしいと思いますが、いかがですか。

○議 長（河野博文君） 衛藤住民課長。

○住民課長（衛藤善生君） 町の特定健診のほうについてはありますが、今、総合健診と一緒に取り
組んでおりますので、その部分で、そういった場所とか時間とかいうのは一緒に検討をしていって
いるという状況であります。

以上です。

○議 長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8 番（石井龍文君） ぜひ受けやすい状態というのをやっぱりつくってもらいたいと思います。
せっかくこういういい内容があるので、将来的に介護を受けるようにならないためにも必要なこと
ではないかなと思っております。やっぱり町民も自分の体は自分で守るという意識にならなければなら
ないとは思いますが、行政がそこら辺で保健委員や自治区の自治委員さんなど利用して多くの町民が
利用できるような方法に取り組んでいただきたいなと思います。

次の問いに入りますが、私は今、国保運営協議会に所属しております。30年度の当初予算の中で、
国保事業が21億、介護保険が21億、これで約42億です。それに一般会計の中でも民生費が多く占めて
おります。これほど大きな福祉事業の中で、私は部署を飛び越えたプロジェクトチームができないの
かなという気がしております。

私の中では、国保事業は予防対策かなという気がしております。それから、介護は医療を受けるよ
うになった人の対策の部分であろうかなと思います。そういうものも含めて、大きな町村、町の中
の予算の中で、部署を超えたプロジェクトチームということで、特に国保運営協議会は、住民課が所管

であります。横に福祉保健課があるので、横のつながりはあるだろうとは思いますが、もうちょっと何か特化できたチームができないのかなという気がしますが、そこら辺をお願いします。

○議 長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 私のほうからお答えさせていただきます。

高齢化ということの関係ですので、私のほうから説明させていただきますが、高齢化に伴い、高齢者のニーズが多種多様化してきていると考えております。

まず、例を示しますと、本年度は玖珠町高齢者福祉計画第7期介護保険事業計画の計画策定を行っております。計画策定に当たり、福祉施設及び介護保険の状況を把握し、検証するため、関係課との連携を図ったところですが、その関係課が11課にまたがっております。また、その中で、今後の取り組み等について11課で検討したところでございます。

プロジェクトチームにつきましては、今申し上げましたように、ほぼ役場全課にまたがるような関係課というふうになりますので、今後におきましても、関係課と情報を共有し、連携していきたいと考えております。そして、必要に応じて該当する課と協議の場を持って行って対応していきたいというふうに考えております。

また、2月には、全職員を対象とした高齢者関係の講師を招き研修会を実施してきたところです。今後の課題について、いろいろと勉強してきておりますので、今後、プロジェクトチームになると、かなりの大きさ、レベルになりますので、現時点ではそれぞれの関係課で場を持って協議したいと考えております。

以上です。

○議 長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8 番（石井龍文君） 11課にまたがるということではありますが、それぞれの課から出てくる担当者は、ほかの仕事も持っているわけだろうと思えます。先ほどから国保事業、介護事業等を合わせましたら50億、玖珠町の予算の3分の1は必要になっているわけです。そんな中で、これだけの大きなお金が動く内容でありますので、特化したプロジェクトチームというのをぜひとも考えてもらいたいという気がします。

やっぱり専門にそれだけを考えてもらわないと、会議のたびにほかの仕事を休んでこの会議に出るというようなことで、それでは何か形だけをつくってくるというような。データヘルス計画というのが、先日来、国保の中で提示されました。新しい分で、第3期特定健診者等実施計画（案）ですが、出ました。こういうのを見ても、これが住民課から出てくるわけです。この辺が何か納得いかないような気がするので、ぜひともこういう部分を開拓してもらえないかなと思えますが、町長に一言。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） それでは、自席から失礼いたします。

ぜひ町長にということですが、今、担当課から、11課にまたがる高齢者・福祉・介護の関係だというふうに回答したとおりでございます。高齢者福祉に限らず、各課にまたがるものについ

ては、その専門性を生かすために、各課のプロが集まり、同じ課題に携わっていくということが原則かというふうに思いますので、これはちょっと研究させていただきまして、必要があれば、このプロジェクトチームの編成についてはやぶさかではないというふうに思います。プロジェクトチームができたがゆえに、ほかの課の部分の専門性をより発揮できなくなるということも逆に懸念されますので、少し研究をさせていただきたいと思いますし、今後の検討課題にもさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 今回、先ほども言いましたが、運協に属しておりますが、保健事業実施計画、データヘルス計画の策定に非常に中で感じております。住民課が福祉保健の部分のお話をするとかいうのが、何かまいち私の中でしっかりこない部分があるので、多分他町村でもそういう部分はあるかなという気がしますので、ぜひともこれは検討していただきたいと思います。

次の問いに入ります。

平成27年より開始をしました健康ウォークの事業についてであります。参加者数や現状はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議 長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 健康ウォークの現状ということでお答えさせていただきます。

平成30年3月5日現在の延べ登録者数は2,618名となっております。登録から1年6カ月の期間を満了した参加者にアンケート調査と体力調査や体組成計による測定を行っております。4カ月ごとに集計を行っておりますので、直近の12月31日現在の841名のアンケート結果によりますと、主なものでは、運動習慣の定着を伺った項目では、参加前に比べて運動時間が10分以上ふえたと回答した方が64%、変わらないと答えた方が34%となっております。

また、368名の体力測定の集計では下肢筋力の上昇が顕著であることや、363名の体組成計の測定の集計では体脂肪量が減少する傾向ということがわかっております。

概略主なものは以上のようなことです。

以上です。

○議 長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） では、成果としては出つつあるというふうに捉えていいですか。

○議 長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 今、アンケート結果も見まして、運動習慣が伸びたとか、歩くことが好きになった、近くの買い物には歩きたいとか、いろんな御意見等が出ておりますので、全体には行き渡っておりませんが、参加された方の中の多くの方が、よかったというふうに感じていらっしゃるということですので、それなりの成果はあったのではないかと考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 最初に答えていただきました参加者が2,618名、この部分がもうちょっと伸びなければならないかなという気がしております。この残りが、あと、もう30年度に終わるんですか。31年夏までですか。そこら辺、今後の取り組みについてお伺いします。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 3月で募集は一応終わってしまいます。1年延ばしましたけれども、そしてあと残り1年半は、最後のほうに加入された方の1年6カ月後の成果をずっと皆さんやっていますので、それは続けていきます。ですから、入ってから1年6カ月間は、経過を見守って6カ月講習、1年講習、1年半講習というような形でいろいろしますので、そういう方が残っておりますので、来年度以降、そういう方の部分をするものと、それから、これからの状況ですけれども、このウォークに参加された方はもちろんですけれども、住民の運動習慣を維持継続するための支援や仕組みづくりに軸足を移していきたいと考えております。

また、得たデータから、国民健康保険とそれ以外の健康保険に加入されている方に分けるなど、さらなる分析を行いまして、広報紙や健康教室など皆様方にできる限りデータを分析しまして多くの情報を提供していきたいと考えております。

以上です。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 最終的には、あと1年半延びる。31年の夏までが最後になると。

私自身も最初から参加させていただいて、歩数計をずっと持っております。今でも機会があれば、どこかでデータを送っております。もう1年半過ぎましたので、データはなかなか返ってこないで、B&G海洋センターに行けば、その資料はもらえるんだろうとは思いますが、運動習慣を定着するためにも、これは非常に有効的かなという気がしております。

町長の施政方針の中にも健康ウォーク事業を推進していくということをうたっておりますので、何とか予算措置をとってでも、もうちょっと参加者が伸びない原因を調査して、仕切り直しをしてでも新たな健康ウォーク事業を続けてほしいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（河野博文君） 本松福祉保健課長。

○福祉保健課長（本松豊美君） 御存じのとおり、健康とお金がどっちかと言われると困るんですけれども、石井議員がおっしゃられていただいたことは大変ありがたく思っているところでございますが、多額の費用も発生しておりますので、ちょっとここでは即答はできませんけれども、前向きになるかどうかわかりませんが、協議の場は持ちたいと思っておりますので、御了承願います。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） ぜひとも前向きに検討していただきたい。前向きになるかわかりませんが、後ろ向きかなという気がする。それでは困るので、何とか、こういう予算がもしとれなくても、これは、今、金がかかるけれども、将来を見たときには、介護で金がかかるのは、歩けなくな

ることが一番だろうと思うので、そのためにも運動習慣を定着するというのは非常に必要なという気がしております。

もう次にいきますが、今、社協で支え合いマップというのをつくっております。社協の包括支援センターがやっていることだろうと思いますが、各地域に回って、地域のマップをつくって、どこどこにどういう人がおると。支援を要する人。足が悪くてとか、ひきこもりの人がいるとか、買い物支援を希望する人など、いろんな人がいると思います。また、ボランティア活動のできる人など、集落内の状況確認から始めて、各地区でマップづくりを始めております。これは、災害のときに、どこに要救助者がいるのだとかいうことが集落でわかるために、そういうことを始めているんだと思います。

特に私は、これは大いに必要だろうと思いますが、こういうマップをつくるのが、また賛否両論あって、個人情報が出ては困るというような意見の人もおりますが、災害時を考えたときには、どこに誰が誰を助けに行く、そういうようなことは、これから先も必要じゃないかなと思います。

最後の質問になりますが、高齢者の健康維持対策の一環として、特にひきこもりがちな人にも私は効果があるんじゃないかなと思うんですが、防災行政無線でラジオ体操を流してみることができないかということでありまして。お伺いします。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） それでは、防災行政無線の担当をしております環境防災課から、石井議員の御質問に回答いたします。

まず、無線局の免許状には、無線局の目的としまして、防災行政事務に関する事項とされております。放送内容は、防災防犯・行政事務・試験放送に限られております。

また、玖珠町では、防災行政無線の使用についてということで、玖珠町防災行政無線（同報系）設置及び管理に関する規則に従い運用をしております。規則第3条の中では、放送できる内容といたしまして、1、非常災害、その他緊急事項に関する事、2、災害予防及び気象情報に関する事、3、町の広報、普及啓発、指導事項に関する事、4番目として、生活関係事項の情報連絡に関する事などに限定しておるところでございます。

今回の質問は、町民の健康増進を目的にラジオ体操を放送してはという趣旨だとお察ししておりますが、だとすれば、ラジオ体操の目的は、広義に捉えれば、先ほど申し上げましたけれども、同規則第3条3項の町の広報、普及啓発、指導事項に関する事に該当しないことはないと思われませんが、防災無線は、環境音などと異なりまして、聞き流すことができない特殊性があり、耳ざわりとなりやすい上、ラジオ体操第一の放送時間が3分を超えるため、普通放送に支障を来すおそれがあること、また、乳幼児を持つ御家庭や夜間勤務で日中に睡眠をとる住民にとっては深刻な実害となるおそれがあるのではないかというふうに考えております。

さらに、広報に関するアンケート調査を実施しておりますが、その中で、放送回数が多いとか放送が長いなどの意見が寄せられております。

これらの事情を考慮すれば、議員御提案のラジオ体操による健康増進は理解をしておりますが、防

災行政無線でラジオ体操を流すことに関しては困難と判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 確かに害になるという方もおられるかと思いますが、全戸につながるという意味では、広報紙を配るよりも、こういう音楽が流れれば、体を動かすということで、お年寄りの方にも効果があるんじゃないかなという気がします。

また、昔の大谷議員が提唱しました町歌を流してほしいということがあって、これで町歌を流したことがあります。半年は流していないかなと思いますが、お試しのためにも1カ月ぐらい流してみてもどうかという気はしますが、どうでしょうか。お伺いします。

○議長（河野博文君） 藤原環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤原八栄君） 議員の御提案でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、現在のところにつきましては、困難ということで判断をしているところであります。どうぞ御理解のほうよろしくお願ひします。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君。

○8番（石井龍文君） 防災無線で、今、童謡が流れたりしております。夕方の童謡は何かちょっと音楽的に暗い音楽が流れていて、今思い出せませんが、やっぱりせつかくの、防災無線ですけれども、これは町民のために有効に利用するためには必要かなという気がします。もう4年以上前になるかと思いますが、実際、町歌を流した時期もあったと思いますので、そこら辺は再度御検討願ひたいと思います。よろしくお願ひします。

これで私の質問を終わります。

○議長（河野博文君） 8番石井龍文君の質問を終わります。

次の質問者は、1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 皆さん、こんにちは。1番中尾 拓でございます。

1月の町長選挙は、町民の期待を受けまして、宿利町長が誕生いたしました。まことにおめでとうございます。今後、明るく元気なまちづくりを目指して御奮闘、チャレンジをして、町民一丸の体制をつくりまして、スピード感を持ち、県下のトップランナーとして住みたいまちを目指してトライしてください。期待をしております。

平昌オリンピックでは、チーム日本が金4個を含む13個のメダルをとっていただき、感動したオリンピックでございました。議会が変われば、まちが変わるとの思いで、町長のまちづくりの施策にも町民の目線に立ちまして是是非非で議論、質問をさせていただきます。町長の選挙公約は多岐にわたっておりまして、通告に従いまして数点に絞りまして質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして、一問一答方式で質問をいたします。

今回の選挙結果についてどのように考えているか、お伺いをいたします。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） それでは、中尾議員の質問にお答えを申し上げたいと思っております。

就任いたしまして約四十数日がたちましたが、まだまだどたばたしている状況でございますが、御指導賜りたいというふうに思っているところでございます。

さて、町民一丸となったまちづくりの体制についてということでございますが、質問の御趣旨は、選挙後の融和をどのように考えているかというふうに解釈をさせていただきたいと思っておりますが、今議会の開会日に施政方針として申し上げましたように、私は常々まちづくりの原点は議論からスタートするというふうに考えておりますし、本日もそのように答弁をさせていただきました。気軽に話し合える環境をつくったり、また熱い議論が交わせるように、町民の皆さんと対話を重ねながら、町政の課題解決に向けて力いっぱい働かせていただく覚悟でございます。

また、行政には真心が必要だというふうにも申し上げたことがございます。町民の皆さんと気持ちが通じ合う行政を築きながら、玖珠町で生まれ育ってよかった、幸せな人生だったと実感していただけるようなまちづくりを目指していきたいと思っているところでございます。

そのためには、私自身が率先しまして町民の皆さんや団体の関係者に対話を持ちかけていく、求めていくことで、町政発展に結びつけていきたいと考えているところでございます。

そのような私の思いを御理解いただきまして、議員におかれましても今後とも御指導、御鞭撻を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 大変町長におかれましては前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。今、町長が言ったように、原点は議論である。気軽に話し合いを行いたい。真心の通じ合う町政にしたい。本当にそのとおりでございます。今後ともまちづくりに頑張ってくださいと思います。

それから、もう次に移ります。

公約の中に将来ビジョンという言葉が出てきますが、現在の総合計画との違いがあるのかお伺いいたします。

○議 長（河野博文君） 衛藤まちづくり推進課総合戦略室長。

○まちづくり推進課総合戦略室長（衛藤 正君） 中尾議員の御質問にお答えいたします。

玖珠町は、基本理念として「自然を愛し 子どもとともに 夢を育み 誇りを持てる 心のふるさと 玖珠」と定め、玖珠町第5次総合計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間の計画期間となっており、この基本理念に掲げた玖珠町のまちづくりの方向を今後10年間で達成するための姿を具体的に示した3つの将来像として、1つ、人が主役のまちづくり、2つ、活力と魅力あふれるまちづくり、3つ、安全で安心して暮らせるまちづくりとしております。これらの将来像の実現化を目指すため、8つの基本方針を定め、115の主要取り組み施策を実施することとしております。

このように玖珠町の基本理念に向けた将来像（将来ビジョン）を定め、基本構想、基本計画、実施

計画で構成された玖珠町第5次総合計画となっております。

以上です。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） 続きまして、公約に係る部分がございますので、私のほうからお答え申し上げたいというふうに思っています。

公約に掲げました将来ビジョンの構築という言葉を使わせていただきましたが、私の考えます将来ビジョンの構築というのは、先ほど室長が申しあげましたように、現存する第5次総合計画を否定するものではございません。むしろ、この第5次総合計画を柱にしまして、関係者のみならず、より多くの町民の皆さんにビジョンを共有していただく、この努力をまず行うことだというふうに思っております。さらに、3年後には第6次の計画の見直しの時期が参りますが、それに向けて、訂正する部分とか、また充実を図っていく部分ということがあろうかと思っておりますので、議員の皆様も含めまして、町民の多くの皆さんに意見をいただきながら、将来ビジョン、第6次総合計画の策定に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 意味はわかりました。将来ビジョンを基本にして町民と共有していくということでございますので、今後ともよろしく願いいたします。

それから、次に移ります。

公約、町民との契約であります。質問をいたします。

議長のお許しをいただきまして、町長の報酬カットにつきましては、議案にあり、常任委員会にも付託されておりますので、今回は質問は控えさせていただきます。議長、よろしく願います。

それでは、次に移ります。

町民との公約をどのように果たしていくのか、将来ビジョンを示し、リーダーシップを発揮して、よいまち、元気なまちを目指し、奮闘するのは町長の責務と考えております。この後の質問については、アクションプログラムを伺います。

それでは、まず初めに、もうかる農林業対策について伺います。

公約を考えたときの町長の思いでございますが、具体的にどのようなアクションプログラムをお持ちなのかお伺いします。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） 議員の御質問におかれましては、もうかる農林業対策ということで、資料によりますと、具体的にブランド化とかマーケティングについてどういうふうな考えを持っているかということだろうというふうに解釈をさせていただきたいと思っておりますが、私が思うには、ブランド化ということにつきましては、農林業にかかわりませず、売り込みとかPRをしたい商品があろうかと思っております。まずは、地元地域でどれだけ自信が持てるか、それから地元地域でどれだけ消費をされてい

るかという部分に反映をされるのではないかと考えております。

これは一つの例でございますが、私の前の仕事のときに経験した事例を少しお話しさせていただきます。珍珠牛の売り込みを東京の有名ホテルにPR、ぜひ取り扱っていただきたい、使っていただきたいという売り込みに訪問した際のことでございますが、おいしいと。しかしながら、どこもおらが村の商品を売り込みにくると。ここで逆に質問するが、地元珍珠ではどれだけこの珍珠牛をPRをしたり食べに来るお客さんがおるのかという質問をされたときに、反論をすることができませんでした。といいますのも、当時、珍珠町内には珍珠牛を使ったお店が数点しかなく、また県内でも、わざわざ珍珠にお客さんがお見えになって珍珠牛を食するというような状況ではございませんでしたので、ブランドをつくり売り込むということはそういうことなのかなと痛感をした経験がございます。

そこで、売り込みには、地域を挙げた、関係団体を挙げた組織体制は、これは絶対に必要なものだと思っておりますので、まずは、まちをPR、そして商品をPRするようなバイヤーに匹敵するような担当職員を役場の中に配置したいというふう考えているところでございます。それをもって関係団体と協議しながら、ブランド推進協議会等の立ち上げにつなげていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） ありがとうございます。

今、町長のお言葉の中に、地域のバイヤーになる職員を配置していきたいと。本当に私もそんなふうに考えておりますし、そういう職員を配置して、知恵を出して、アイデアを出し、組織一丸となった取り組みをすれば、必ずマーケティングも成功するし、ブランド化も成功するんじゃないかと思っておりますし、大いに期待をしております。

それから、次に移りますが、先ほど町長が言ってくれましたけれども、町長も町のトップセールスマンとして働かなければならないと思いますが、町長の働きはどんなふうを考えているのかお伺いします。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） それでは、御質問にお答えをいたします。

町長のトップセールスということでございますが、これは農林業部門を問わず、当然のことだと思っております。私も前の仕事で培ってきた人脈や経験を生かしまして、必ずやチャンスがあるわけですから、そのチャンスを逃すことなく、積極的に取り組みたいというふうに考えているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 本当に力強いお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきますが、29年産大分県西部地区の「ひとめぼれ」が2年連続うまい米で特Aの最高評価をいただきましたが、どのようなマーケティング、PRを考えているのかお伺

いします。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） この件につきましても、販売戦略、マーケティングのことでございますので、お答えを申し上げたいと思います。

先日、記者会見でもありましたように、ひとめぼれにつきましては、大分県西部地区のひとめぼれが2年連続で特Aに認定をされたところでございます。ひとめぼれの販売戦略につきましては、大きく3つの取り組みがあるというふうに考えております。

珍珠九重地域のプロジェクトチームを主体とし、積極的な取り組みを行うということでございます。

まず、1つ目は、福岡都市圏を中心に販売促進活動を積極的に行って知名度を上げていくということでございます。早速、17日には福岡市の岩田屋本店で試食販売活動も行いますし、そのほかにも福岡県内の大手百貨店、小売店はもちろんでございますが、JA等の販売促進も行われると。それから、交流のある長住地区や志免町のイベント等にも今後、試食販売を出店していきたいというところでございますし、おいしさ等も知ってもらいたいチャンスでございますので、知名度向上を図っていききたいと考えております。

2つ目は、PR活動や情報発信を積極的に行っていくということでございます。先般、記者会見もございましたように、メディアや広報を通じて積極的なPR活動を行っていくということでございまして、一方で、ひとめぼれ食味コンテストとか、栽培名人の認定式とか、集落営農組織による技術指導、こういったものも先ほど申しましたプロジェクトチームを主体に取り組んでいきたいと考えております。

3つ目は、特Aという認定を3年連続で獲得することでございます。特Aの獲得では、販売戦略としまして非常に有利な面もありますので、流通業者や消費者の注目度が高くなるということから、3年連続獲得を目指していきたいと思っております。

以上、3つが販売戦略というふうに考えておりますが、一番の目的は農家の方々の所得向上ということが大前提にございますので、地域一体となった取り組みをしていきたいところでございます。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 今、町長が最後におっしゃいましたけれども、最終的な目標は農家の所得向上ということでございます。私もそんなふう考えておりますが、今が私は本当にチャンスであると思っておりますし、ようやく魚沼産のコシヒカリの背中が見えたとも感じておりますし、今のチャンス逃したら、マーケティングも成功しないと思うし、ブランド化の知名度も成功しないと思いますので、頑張ってくださいと思っています。

それでは、次に移らせていただきます。

元気な商店街・観光地づくりについて伺います。

先ほども言いましたように、具体的にどのようなアクションプログラムを起こすのかお伺いします。

○議 長（河野博文君） 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（秋好英信君） 中尾議員の質問にお答えをいたします。

現在、豊後森機関庫公園や久留島武彦記念館、カネジュウ館、KIRIKABU HOUSEなどの施設整備が進み、町内の観光交流人口がふえております。その一方で、駅前通りや商店街への顧客誘導、こういったものが課題となっているところでございます。そのため、玖珠がイメージできる鉄道あるいは童話の里、こういったものの仕掛けや人材育成に努めながら、町長が目指す方針、思いをすり合わせしながら、各個店の魅力を引き出し、受け入れ態勢の再構築を図りたいと考えております。

特に、今議会で提案をしております玖珠町中小企業・小規模事業者振興基本条例の策定段階において、関係する諸団体と知恵を出し合いながら、官民共同で振興策を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） わかりました。今、課長の言ったように鉄道を生かした商店街づくりを目指していきたい、顧客の誘導が課題ですと述べられましたが、そのとおりでございまして、そう言いながら、現況につきましては、商店街は厳しい環境にあります。空き店舗、シャッター通りになっておりまして、地域には元気、余力がないように感じておりますが、行政が具体的にどのようなかかわりを持つのかお伺いします。

○議 長（河野博文君） 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（秋好英信君） 条例の関係にもございますが、所管は当商工観光振興課になりますので、私どもの所管として、人材育成支援事業、新年度の予算にも上げておりますが、人材育成、それから研修会、講師派遣等、こういったものを有効的に活用しながら、個店の魅力アップにつなげて支援をしていきたいと思っております。それから、大分県が新年度の事業として、がんばる商店街支援事業なるものを用意しておるようでございます。こういったものを地元の商店街等と情報共有しながら振興策を図ってまいりたいと思います。

それから、空き店舗の考え方でございますが、空き店舗につきましては、商工会、金融団との連携で、現在実施しております創業セミナー、あるいは創業支援事業補助金、補助率が2分の1で50万円を限度額といったものを紹介しておりますので、こういった制度を活用していただくことで、空き店舗対策につながればというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 政策はわかりましたけれども、私たち産業建設まちづくり常任委員会では、以前、鉄道をキーワードにまちづくりを行って成果を出しているまちを視察研修させていただきました。そのまちは、特任の担当職員を配置し、知恵やアイデアを出し、関係者と議論するなどの仕掛けをして成果を出していました。そのような考えは、特別な職員を配置する、担当、組織じゃなくて

いいんですけれども、職員を配置して頑張らせたいという考えがございますか、町長にお聞きします。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） 今のところ専任の職員等を配置する予定はございません。先ほど商工観光振興課長から申しましたように、既存します観光協会とか商工会、その団体、それから商店街、そういった方々に、それぞれ何が個店として、何が商店街として、何が観光協会、商工会という組織としてという、その役割分担について、再度、御認識いただけるように、役割分担を皆さんで検討するよな、そういった組織対策からまず入りたいなというふうに考えているところでございます。

そのために、先ほど課長が申しましたように研修会、それから外部にちょっと委託して、講師を招聘して、そういった部分の体制づくりをさせていただきたいというふうに考えておりますので、まずはそういった部分からスタートさせていただきたいところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 町長のお考えはわかりました。今後、役割分担等、十分検討していただきたいと思えます。

それから、先ほど課長が答えていただきましたけれども、視察研修を産業建設まちづくり委員会でした際に、私ども委員会が感じたことは、機関庫公園もありますので、鉄道の商店街としての取り組みは考えられないかという質問をいたしましたけれども、課長の答弁でそういう考えもあるようでございますので、よろしく願いいたしておきます。

それでは、地域マネージャー制度の創設について伺います。

具体的に、同じようなことでございますけれども、どのようなアクションプログラムを起こすのか、お伺いします。先ほど大野議員の質問の中にも若干はお答えいただきましたけれども、具体的に、できればわかりやすくお答えを願いたいと思えます。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） それでは、午前中の大野議員の御質問にも若干触れた部分もございましてけれども、地域マネージャー制度について、自分の考えを申し上げたいというふうに思います。そのことで質問の回答とさせていただきたいと思えます。

まず、地域マネージャーの待遇といいますか、身分でございまして、町の非常勤特別職と同様というふうに考えております。経費につきましては、総務省の制度でございまして集落支援員を活用いたしまして、最終的には経費として特別交付税の算定対象としまして交付される予定となっております。

集落マネージャーの役割については、先ほど午前中に申し上げましたように、現在、自治コミュニティ協議会がございまして、その職員でもなく、部会役員でもなく、それらの方々ができない部分としまして、集落支援員、この業務にプラスして、地域の独自課題を解決していただくための人員配置でございまして。

ちなみに、総務省の制度でございまして集落支援員について簡単に申しますと、それぞれの地区の実

情に応じて、集落対策の推進に関してノウハウや知見を有した方をお願いをする。業務の内容については、まず集落内で点検活動を行っていただく。これは、一つの例として、人口の増減とか生活弱者の状況とか、こういったものの現状をピックアップしていただく。さらに、集落支援が中心となりまして、今後の集落のあり方についての話し合いを年数回行い、行政や自治コミュニティ協議会等々と連携を図っていくという、この部分までが集落支援員の制度でございます。こういった集落支援員の配置に対しまして、人件費として年間200万円、その他もろもろ入れて年間350万円まで、お一人当たりの財政措置がなされます。

したがって、このほかに、課題を拾い上げ何かをやろうというところまでが集落支援の役割ですが、これを今度、具体的に実施展開していく方々が今なかなかいないという部分で、そこで地域マネージャーの役割として、地域の特産品を生かした地域おこしとか、移住定住の促進とか、いろんな交通体系に対する提案とか、都市と農山村との交流をリードしていくといった部分も含めて、具体的な施策、起業等に結びつける。こういった役割を地域マネージャーをお願いしたいということでございます。

概要を含めまして、以上でございます。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 地域マネージャー制度の役割はわかりました。今、町長が、具体的に人件費として1人当たり300万を限度に考えたいと言いましたけれども、そのような解釈でございますか。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） 集落支援員に認定をされました方には、人件費部分として年間200万円までが措置をされる。これは最終的に町の歳入につながるということですので、そのほかの独自活動を実施していただく部分については、町費を充当させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 町長が提案したことは、地域コミュニティ職員は大変な仕事と考えておりますし、今後、十分活躍を御祈念いたしまして、また次に移らせていただきます。

町長が公約の中で、町内4地区のコミュニティ推進協議会の役員やスタッフの処遇の改善も必要と述べられておりますが、どのような処遇改善に取り組むのかお伺いします。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） もう皆さん、議員も御存じのとおりでございますが、自治会館で事務をされている職員の皆さんは、自治会館の指定管理者としてコミュニティ運営協議会、そこから事務委託を受けた事務局長が自治会館の館長を兼務する。その補佐として事務職員の方々がおられるわけでございます。したがって、館長と事務職員の賃金につきましては、自治会館の指定管理料の中から支出をされている状況でございます。そのほかのコミュニティ協議会の推進事業につきましては、別途

200万円を交付して、コミュニティ活動の推進のために支出をしていただいております。このことは御存じのとおりだというふうに思っております。

したがって、今回の地域マネージャー等を活用しまして、地域でいろんな収入につながる企画を行っていただき、自治会館の指定管理ということで、いろんなアイデア、収入増を図っていただきながら、町からの補助金だけでなく、それ以外の資金確保をいたしまして、賃金面、それから休暇等の勤務労働条件の改善につなげていただけたらというふうに思っているところであります。このためにも地域マネージャー制度を導入いただきまして、コミュニティと連携した地域の活性化を図っていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 町長の答弁で、コミュニティ組織が歳入につながるような事業を行って、その歳入はその処遇改善に充てるというお考えだと思いますけれども、そのようなことでいいですね。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） すみません、歳入につながるような事業展開をしていただく、そういった企画をぜひ地域マネージャーに担っていただきたいと思っておりますが、賃金等、勤務労働条件の改善を図るということは、またその中で考えていただきたい。そういう仕組みになっておりますので、収入が全て賃金等のアップにはね返るということではございませんので、そういった御理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） それから、町長の公約の中に、黄色い表紙の中にあっただけですけども、いきいきサロンの活動資金助成制度を充実させるとお聞きしていますが、そのような考えをお持ちなのか伺います。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） いきいきサロンにしましても、地域で今いろんな集いをされるということは、コミュニティの促進につながるものだというふうに思っております。

先般の予算特別委員会の中に、いきいきサロンの中でせめて飲食代は対象にならないかというお話もありましたように、やはり集まる以上は必要な経費や材料というのも当然考えられるわけでありまして、そういうことも含めまして、現在の補助金制度から考えますと、飲食に伴うものは補助金対象にはやはりなりませんので、逆に言いまして、むしろそういう独自収入を得ていただいて、その中からいきいきサロン等に充当していただくことは当然できるものかなというふうに思っているところでございます。

いきいきサロンの充実等は、非常にいいことだというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 町長が言ったように、補助金制度では飲食には使われないということでございまして、今、町長がおっしゃったのは、コミュニティーのほうから助成するのはいいんじゃないかというようなことだと思いますけれども、そういう考えでございしますか。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 先ほど言いました指定管理料、それから独自活動に使います200万、それ以外のもので収入があれば、その中で使っていただくことは問題ないかなというふうに思っております。

○議 長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） ありがとうございます。

それでは、もう次に移らせていただきます。

平成30年度当初予算は、前年度当初予算に比べ11.2%の大幅な伸びを示しております、過去最大の予算であります。経常収支比率や人件費の増大につながらないか危惧をしております。

この答弁はいいんですが、公約には歳入のことも触れていただきたかったのでございしますので、歳入の確保についての考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○議 長（河野博文君） 村木総務課長。

○総務課長（村木賢二君） 公約と申しますが、一応、公約のまちづくりを進めるための財源、これにつきましては、充当できる財源確保が必要となります。財政担当の総務課といたしましては、最少経費でさらなる住民サービスの向上につながるような財政運営、これは必ずやっていかなければならないところですが、これまでと同様に国・県を初めとする関係機関の補助金、交付金、さらには交付税算定となるような事業の取り組み等の検討を行いまして、今後の中長期財政計画に基づいた行財政計画プランを想定しながら、今後のまちづくり事業を確実に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議 長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 今、総務課長の答弁の中では、補助金や交付金の増加を図りたいと言いましたんですが、私の考えているのは、予算特別委員会でも申しましたけれども、ふるさと納税等を努力して確保することが必要ではないかと思っておりますし、今、叫ばれております地方創生、その中で、働く場所の確保、工業団地でも今回期待されておりますけれども、そういうことをするのも必要だと思っております。町長さんの中で、そういうところで考えがございましたら。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 議員の御指摘のように、ふるさと納税のPRには当然努めていきたいと思っておりますし、先ほど総務課長が申しましたように、やはり歳入についていろいろ工夫をしていく必要があると思っております。とりわけ、今回、30年度の当初予算におきましては、前町長からの継続事業がやはりかなり数字的に大きいものになっておりますので、初年度の引き継いだ私としましては、なるべく財源のかからないソフト事業の部分から取り組んでまいりまして、一定程度、財政状況が落ち

着いた段階で、いろんなハード整備等も含めて執行をプランニングさせていただければなというふう
に思っているところでございます。収入源については、いろんな補助金等も含めて、創意工夫をして
まいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 今回の予算枠が大きくなって、町長の思いはまだ加えられていないようでござ
いますけれども、今回ソフト事業から取り組むということでございますので、今後、町長の公約も十
分果たせるような予算化をお願いしたいと思います。

それから、次に移らせていただきますけれども、地域創生まち・ひと・しごと、移住定住、少子化
対策等が見込まれ、町民待望の玖珠工業団地であります。玖珠工業団地への町長の取り組みを伺い
ます。

まず初めに、今、全国的に景気回復や人材確保で働く者の売り手市場が続いておりますが、知名度
が高く待遇がよい大手有名企業に働く者が流れている現状でございます。働き手が集まるだろうか
との声も聞きますが、町も企業や県との連携が必要と思っておりますが、従業員、働き手の確保を町はどの
ように考えているのか、お伺いします。

○議 長（河野博文君） 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（秋好英信君） それでは、工業団地への進出予定の企業様の従業員の確保につき
まして、お答えをいたします。

先般、雇用状況の反応を見たいということから、企業様がハローワークへの登録、先週の日曜日、
3月11日に第一弾として、新聞折り込みが行われているところでございます。

玖珠町といたしましては、これまで陸上自衛隊の玖珠駐屯地援護センターと協議相談をいたしまし
て、企業様に今後の退職自衛官の情報提供を行ったところでございます。また、地元の美山高校や隣
の日田林工等の進路担当へ同行訪問するなど、企業の紹介に努めてきたところでございます。

今後の予定といたしましては、5月15日に玖珠九重企業誘致促進期成会、郡を挙げて雇用を図ろう
ということから期成会への情報共有をしながら、6月には日田玖珠合同企業説明会、7月には自衛隊
就職説明会等が予定されておりますので、そちらのほうの参加を調整していきたいと思っております。

また、ハローワーク日田、大分県の雇用労働政策課と連携をいたしまして、町外、県外向けのU I
J ターン説明会など、あらゆる機会を通じまして、雇用確保につながる支援に努めたいと考えており
ます。

また、広報くすにおきまして、ふるさとへ帰っていただくような家庭向けの情報発信を考えている
ところでございます。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 具体的に今お話をお伺いしましたがけれども、私は基本的に従業員の確保は I

ターン、Uターン、それが基本に取り組みられていくといいなと期待をしておりますけれども、先ほど課長が言いましたように、新卒や自衛隊のOB等を募集するということも必要だと思いますし、最終的に玖珠町に定住人口がふえるような従業員の確保が必要だと思いますが、そのような考えをお持ちですか、お伺いします。

○議長（河野博文君） 秋好商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（秋好英信君） 先ほど答弁いたしました但、町外県外向けのU I Jターン、それから広報活動、広報くすを通じまして、家庭から県外、町外に出られているお子さん、親戚、こういったところに、ぜひふるさとに戻ろうというような呼びかけをしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野博文君） 1番中尾 拓君。

○1番（中尾 拓君） 課長が言いましたように、U I Jターンに努めてまいるということでございますし、今後、PR、情報発信、呼びかけが必要だと思いますので、十分御奮闘をお願いしたいと思います。

それから、次に移りますけれども、今回、10ヘクタールの企業進出が予定されましたが、残りがまだ約10ヘクタール残っておりまして、今後も県や進出企業へのアタック、対応が必要であります。どのようなスタンスで取り組むのか、町長の考えをお聞きしたいと思います但、ようございますか。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） 先ほど従業員のところでも出ましたように、中尾議員もおっしゃるとおり、町内、地区内で従業員を奪い合うようなことになっては意味がございませんので、Iターン、Uターン、Jターンを主体的に人口増につながるような従業員確保は当然行っていきたくと思ひます。

さらに、また次の企業誘致の話でございます但、町としましては、まずは環境整備に取り組みさせていただきたいと考えておりまして、いろいろ進入路の問題とか上水道整備の問題、電気や消防、防災、防火施設等も含めまして、現在、議会の承認もいただいているところでございます但、なかなか今回、私も初めて進出企業の代表の方とお話をさせていただく中で、行かなきゃ行かんでもいいよというような、やはりそういう駆け引きの部分というのが多々ありまして、地元がどれだけ受け入れを歓迎しているかということに尽きるという話をいただき、なるほどという思ひもあります。余りにもそれが過剰投資になっても、また町の財源にも影響してまいりますので、こういったところは進出を希望される会社との一定程度の駆け引きになろうかと思ひます。

ただ、そういった部分を含めまして、手を挙げてくださる企業がなければ、これは解決しない話でありますので、県や、さらにまた国等にもお願いをしながら、第2、第3の進出企業に来ていただけるような仕掛けをしていきたくと思ひます。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 1 番中尾 拓君。

○1 番（中尾 拓君） 町長の御答弁をいただきますと、本当に今、力強い御答弁でございまして、大いに今後のまちづくり、まちがよくなるような施策を期待しております。

もう最後でございますけれども、町長の公約で、玖珠で生まれ育ち、よい人生だったと実感できるまちづくりを目指して頑張っていたきたいと思いますし、これからが本当に町長に就任されましてまちづくりの本番でございます。町長が所信表明の中で申されておりますけれども、町長にも小さい子供がおりますけれども、将来の童話の里 玖珠を担う子供たちにもすばらしいまちをバトンタッチしていただきたいとお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長（河野博文君） 1 番中尾 拓君の質問を終わります。

ここで、15分間の休憩をいたします。

よって、14時40分より再開いたします。

午後 2 時26分 休憩

△

午後 2 時39分 再開

○議 長（河野博文君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで、町長より申し出がありますので、これを許可します。

宿利町長。

○町 長（宿利政和君） すみません、再開に先立ちまして、お願いがございます。

先ほど、中尾議員の質問の最後のところに、今後の工業団地への進出企業についての対応についての質問がございまして、それに対しまして私が答弁した中で、
—————
—————その部分については削除させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議 長（河野博文君） 次の質問者は、7 番廣澤俊幸君。

○7 番（廣澤俊幸君） お疲れさまです。7 番廣澤俊幸です。

まずは、町長、当選おめでとうございます。落選中の4年間は、大変苦労も多かったと思いますが、逆にまた得るものも多かったと思います。特に、客観的に町の姿を見てこられたことは、あなたの財産であり、これからの町政運営に必ずや生かせるものだと思っております。期待をしている次第でございます。

そこで、早速質問に入らせていただきますが、最初の質問は、施政運営方針で述べられた町政運営の姿勢についてでございます。

施政方針の中では、町政運営の原点は議論だとか、町民と気持ちを通じ合う行政を築くとうたわれていますが、私は理念というよりも担当レベルの狭い意味での狭義での対応策のように感じて仕方がないんです。私は、本来、初めに理念があって、そして民間の会社でいいますと社是ですけれども、

こういうものがあって、それに基づいて進め方、やり方、そして目的、価値観と求めるものがある。こういう手順でつくられるものだと思うんですが、理念がどうもはっきりしない。こういう感じを持ちました。

最近では、民間企業のことを倣って官営、官庁でも同じようなことをやっておりますけれども、例えばトヨタでは、法令遵守とか国民、社会が信頼される企業市民を目指す、世界中のお客様の御要望に応え得る魅力ある商品、サービスを提供する、こういう理念が初めにある。あるいは、パナソニックを見てみますと、松下幸之助氏の言われるように、企業は社会の公器であるという考えを根底に持って、そしてパナソニックは「よりよい暮らしを創造し、世界中の人々の幸せと社会の発展、そして地球の未来に貢献し続けることをお約束します」という理念があるんです。

そういうことを考えてみますと、やっぱり組織的には初めに理念とか社是があって、そして先ほど申しましたようにその具体策、それから目的、価値観というのが生まれてくるんだらうと思うんです。そういう面から申しますと、法令遵守とか情報公開、公正・公平、町民第一とか、それから場合によっては信賞必罰、こういった組織運営の根底に理念が据えられて明確にあるべきではないだろうかと考えているわけでございます。

そこで、お伺いをいたしますが、このような考えのもとに、組織運営上、大変重要だと私は考えるんですが、町長の基本的な理念はどういうものなのか、もう一度、理念と、それから使命についてお伺いをしたいと思います。

○議長（河野博文君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） それでは、議員の質問にお答えを申し上げたいと思っております。

議員のおっしゃった部分は、前町長の理念と重複をしておるようでございまして、私は民間経験もございませんので、まだまだ未熟な部分はあるかと思いますが、過去にも行政職員として行政に携わってきた者といまして一言申し上げたいというふうに思っております。

国や県の諸情勢下における市町村の組織運営は、その理念や手法が問われる節目のときに来ているというふうに思っております。地方自治体に期待されるものが世界情勢や国内情勢に左右される要素は多々あるものの、地域や自治体で自立できるものはみずからの手で成立をさせていく力量が試される時代になっているというふうに私は考えております。

主要な財源となります国庫財源や地方財源の制約が進む中、これまでの地方行革の特徴は事務事業の廃止や職員数の削減など量的な削減でありましたけれども、今後は一律削減するだけの行革を超えまして新たな行政運営のスタイルへの移行が期待される時代になっております。まさに、私が公約に挙げさせていただきました地域力、これを日本一にする。その玖珠町だということが求められている時代かというふうに思っております。

私は、地方自治体や住民自治が自立するためのいわゆるマンパワーの発揮を具現化していくことだと思いますし、私自身、町長の使命は、みずからが率先して行動すること。また、少し重たい発言になるかもしれませんが、町政発展のために自分の人生をかけることだというふうに思っております。

どうぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（河野博文君） 7番廣澤俊幸君。

○7 番（廣澤俊幸君） さっき話が漏れましたけれども、これまで私が見た中でも、職員の不祥事とかいろいろ発生していますよね。やっぱりそういうのは理念がきちっと浸透してないからだと思うんです。そういうことが浸透していれば、不祥事とか失敗事というのもそう大きく出ないだろう。

とりわけ、職員の服務というのは、地方公務員法では、全ての職員というのは、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たって全力を挙げなければならないというのが、第30条にうたっております。やっぱりこういうものを実現するために必要な理念というのを最初に据えるべきだろうと私は思って申し上げているんです。そういう意味からすると、どうも先ほど申し上げましたように理念的には感じないなというところをひとつ御理解いただきたいと思います。

それから、2番目の地域力についてですけれども、地域力とは、みずからが考え、行動できる力を蓄えることと言われておりますが、現状をどう捉えているのかお伺いをします。

例えば、現状こういうことがあるから地域力を高めるんだ。ここは弱いから、あるいは行動力で、どういところが弱いから、こういうところをこうするんだというものがあって、これを書かれたんだと思うんです。だから、その辺の内容について具体的にお伺いをいたします。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） それでは、お答えを申し上げます。

私が掲げました地域力の概念でございますけれども、先ほど基本理念のところでも申し上げましたが、いろんな外部的な要素に左右をまずされず、自立をしていく。その力量を備えることが、私が考えます地域力だというふうに考えております。

そういった意味では、地域づくりという部分につきましては、住民の皆さんの参加意識を高めることがまず第一かというふうに思っております。町民の一人お一人がみずから考えて行動できる力を培っていく。そういった部分で資源の蓄積力とか地域の自治力、それからまた関心力、これらを総合的に高めていくことだというふうに思っているわけでございます。

町の現状からいいますと、例えば自治会活動によるいろんな共同作業や行事等の実施の問題とか、また防災や防犯における地域の連携、それから通学路のパトロール活動とか、また子育て支援の対策事業等もございまして、自治会や町内会のいろんな環境に取り組む問題等も多々あります。こういったものを向上させること、これがすなわち地域力を備えるというふうに思っているわけでございます。

したがって、従来ですと、行政は、役場は何をしてくれるんですかというような問いかけも多かったわけですが、今は国、県、市町村を含めて非常に財源が厳しい中、マンパワーも非常に縮小化されている中で、地域は何ができるかという部分が、イコール自立に向けての取り組みだというふうに考えております。

したがって、繰り返しになりますけれども、地域コミュニティ自治会の活動等をさらに充実する中で、こういった地域力を高めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 7番廣澤俊幸君。

○7 番（廣澤俊幸君） 今、話が出たように、確かに私も、役場は何もしてくれないとか、そういう話はございます。しかし、逆に言えば、自分たちは自分たちの力で自助努力をしなくちゃいけないというふうに示していくのが行政の仕事だろうと。それがリーダーシップであるし、私が今から7年前ですが、最初の一般質問でやったときには、役場というのはトップリーダーであるから、やっぱり町民を引っ張るようにやってもらいたいという発言をしたのを記憶しておるんですが、そういうのも足りなかったんじゃないでしょうか、役場としても。

例えば、もう少し現場に出て現場の声を聞くとか、そういうことが足りなくて、何も来てくれないとか、そういう話も現実に聞きます。ぜひ、その辺はもう一度、行政として何が足りないのかということも反面考えながらリードしていかないと、いつまでたっても役場に依存する、いわゆる自浄作用のないまちになっていくんだろうと思いますので、そういうことをひとつお願いしておきたいと思えます。

地域力日本一になった場合、何がどのように変わって、そして玖珠町がどういうまちになるのか、その姿を持っていけば、お伺いをしたいと思えます。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 地域力日本一を進める中で、その効果というようなものかと思えますが、議員おっしゃいましたように、これまでは、やはり行政主導によるまちづくり、それから地域づくりというものが進められた感がございます。繰り返しになりますけれども、それぞれの自立に向けた取り組み、そのためのいろんな行事や事務事業等もあろうというふうに思っております。そういったことを通じて、自立に向けた取り組みというのは、先ほど議員がおっしゃいましたように、その必要性を示し、リードするのが役場の仕事だというふうに捉えているのは、全く同感でございます。

そういった意味では、目の前にありますいろんな課題解決に向けて、役場と地域、そして諸団体、いろんなコミュニティ協議会等も含めて一体となって、それに取り組む必要があるかというふうに思っております。そのことを通じまして地域に関心を持って、可能性がもしあるのであれば向上していこうという意欲を持ってもらうことで、個々人が充実した人生観を抱いていただくと、それにつながるものだというふうに考えております。また、玖珠の町民、住民でよかったという誇りを持つ、このことにつながっていくのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 7番廣澤俊幸君。

○7 番（廣澤俊幸君） すみません、さっき1番の2つ目の質問を飛ばしてしまいましたので、組織運営の中で町長が最も大事にしていることは何なのか。大事なことだと思うんです。そこについてお伺いをさせてもらいたいと思えます。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 組織運営の中で大切にしていることはという御質問でございますが、お答えしたいと思います。

まず、ビジョンというものが、やはり明確であり、それに基づいて行政運営を進めていくというのが基本だろうというふうに思っております。議員もおっしゃいましたように、その基本理念がしっかりしていなければ、職員、関係団体もどこを向いて仕事をしていいのかということが不明瞭になるということも当然のことであろうと思います。

したがって、首長である町長の公約、それから政策判断がというトップダウンと、一方で、それぞれの担当課や職員が自主的に考え提案をいたします住民サービス、その積み上げでありますボトムアップを両方からリンクさせながら、指針性とか具体性について表面化していきたいと考えているところでございます。

従来から予算主義といいますけれども、予算主義と成果主義の話の中で、P D C A、いわゆる計画、実行、評価、改善、そういった部分を細かく繰り返すことによって、目標を管理し、達成し、行政運営とか、また政策評価制度に結びつけていくものだというふうに思っているところであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議 長（河野博文君） 7番廣澤俊幸君。

○7 番（廣澤俊幸君） 昨年来から見ますと、組織が肥大化しているんです。組織が分散化しているんです。分散化しているデメリットというのは、横の連絡時間、こういう無駄が発生するんです。それから、やはり自分の城を守ろうとして横との連絡がなかなかとれない。こういう無駄が、組織の肥大化を私は感じるんですけれども、町長自体は大きい組織、小さい組織、どちらを選択されますでしょうか。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 非常に難しい御質問でございますが、やはりそれはもうケース・バイ・ケースで、その組み合わせだというふうに思っております。今、役場の組織が非常に分散化をして、指示命令系統も含めて、それから町民の皆さんのニーズにお応えができないんじゃないかというような意味合いの質問だったというふうに思いますが、やはり今の現状の組織では、それぞれの行政の弊害としまして、縦割り主義というのがよく行政の言葉で出ますが、それであれば、町民の皆さん、住民の皆さんにサービスが行き届かない。不安を与える、不満を与えるということになりますので、現在のところは、やはり系統的にそれを結びつけていくには、縦串じゃなく横串の連携を図れるような、企画調整を進められるような体制組織が必要なかなというふうに思っております。

したがって、新年度、そういった企画調整を主軸とした担当係を一つ設けたいなというふうに思っておりますし、今後、いろんな諸情勢を鑑みながら、組織をスリム化する、また必要なところは細分化していくということで、あくまでも系統的な業務体制になるように考えていきたいところでございます。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 7番廣澤俊幸君。

○7 番（廣澤俊幸君） ぜひ縦割り組織の弊害をなくすような努力に努めてもらいたいし、それからやはりもう一つ組織で大事なことというはウレンソウなんです。時々、ウレンソウが悪いなと感じるところがあるんです。それから、公正・公平、成果主義ということも組織運営の中で十分配慮してもらいたい。特に、これからの中では、やっぱり成果主義というのは大変重要だと思うんです。この辺はやっぱり今後、人事制度の中で検討してもらいたいなという思いがあるんです。

私は、いつか公務員の人事制度の勉強会に行ったときに、大阪府の人事制度を変えた人が話をしていましたけれども、人事院の勧告だっで一律にする必要はないんだ、相当余裕があるんだ、幅持たせられているんだと。それぞれの自治体で、ある程度の範囲で変えることは自由なんだと、そういう話も聞いておりますので、ぜひその辺の人事制度を含めて、公正・公平、成果主義というのも組織の運営の中で考えていただきたいと、そういうお願いをしておきたいと思います。

それから、最後になりますが、先ほど中尾議員がいろいろ地域マネージャーの件について質問しましたので、若干質問させてもらいますと、この地域マネージャーというのはどういう基準で選ぶのか。何か基準はあるんでしょうか。

○議 長（河野博文君） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島圭史君） すみません、地域マネージャーの具体のこととしますので、地域振興を担当しておりますまちづくり推進課のほうで回答したいと思います。

基本的には、コミュニティーの組織と町で一緒に選考したいというように考えております。年に数回、応募基準をクリアした方を対象に選考委員会を設置する中で選考したいというふうに考えております。そのため、早期に応募基準や選考基準、実施要領の策定を行いたいというように思っております。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 7番廣澤俊幸君。

○7 番（廣澤俊幸君） そうしますと、コミュニティーの中のどういうところの位置づけになるんですか。例えば、体育部会とか健康福祉部会とか、それと同じような位置づけのところにおくんですか。そういう位置づけとかいうのはどう考えられたんですか。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 地域マネージャーをもし創設させていただく場合ということで、全体でお話をさせていただきますが、コミュニティーの組織の中ではなく、あくまでも居住地域の活動を中心とさせていただきます。ただし、コミュニティーの役員や体制の中と連携をとりながらということでございますので、そういった適材といえますか、ふさわしい方をそれぞれの地域から選考していただくというものでございます。

以上です。

○議 長（河野博文君） 7番廣澤俊幸君。

○7 番（廣澤俊幸君） この集落支援の方々、コミュニティーの方々との話はもうできておるんですか。まだですか。ちゃんと各コミュニティーのほうに説明と同意を得るということになるのでしょうか。そうしないと、やっぱりどこかの位置づけにしないと、ひとり歩きしちゃいますよね。集落支援は役場が勝手にやってるんじゃないか、何で我々が協力しなくちゃいけないんだと、そういう話も出てこないとも限りません。そういうやり方、進め方とか、それから行程表とか、それから、こういう人の成果は何を求めるのか、こういうものがはっきりできているのかどうなのか、ちょっとお伺いします。

○議 長（河野博文君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） 予算が通らんものですから、今議会の中で最初に議員の皆さんに提案をさせていただきますし、施政方針の中でもお話をさせていただきました。

今議会でおおむね合意をいただける、承認をいただけるということになれば、具体的な選考方法、それからどのような業務を担っていただくか。また、先ほど課長が申しましたように必要な要綱、要領等も含めて整備をしていきます。その説明の段階で、コミュニティー協議会組織の皆さんとは、当然、そういった基準をつくる前から、どういった基準でどういった役割分担がいいのかを含めて協議に入らせていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議 長（河野博文君） 7番廣澤俊幸君。

○7 番（廣澤俊幸君） ちょっとしつこいようですけども、コミュニティー運営協議会の規約がありますよね。こういうものとの関係も出てくるんだろうと思うんです。これはどういう運営をするかとか、行程表とか、それから成果とか、思いとか、全体像をやっぱり議会にも説明してもらいたいと思うんです。それはよろしいですか。じゃ、そのお願いをしておきます。

それから、もう一点、ほかの補助者の方との金額の問題ですけども、その辺の金額についても整合性をきちんととれるようにしておいてもらいたいと思うんです。また具体的には、あしたも同じような質問が出るかと思えますけれども、その辺についても一応説明をしてもらいたいということをお願いして、私の質問は終わります。

○議 長（河野博文君） 7番廣澤俊幸君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

あす14日は、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午後 3 時05分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 30 年 3 月 13 日

玖珠町議会議長 河野博文

署名議員 中川英則

署名議員 石井龍文